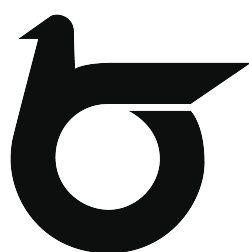


令和元年版

鳥取県労働委員会年報



鳥取県労働委員会

第47期

(令和元年7月10日～令和3年7月9日)

鳥取県労働委員会委員

(公益委員)



会長 濱田由紀子



会長代理 三谷裕次郎



浦木 恵子



門脇 裕之



杉山 尊生

(労働者委員)



安養寺 淑枝



澤田 陽子



本川 博孝



田中 穂

(使用者委員)



和田 好生



江尻 敏美



宮城 定幸



竹上 順子



名越 あけみ

(退任委員)

(使用者委員)



稲井 幾子



松崎 浩哉

(労働者委員)

目次

第1章 組織・運営	
1 組織と予算	1
2 運営の概要	4
3 労働委員会業務記録	6
4 総会・会議	9
第2章 不当労働行為の審査	21
第3章 労働組合の資格審査	
1 概況	22
2 労働組合資格審査一覧	22
第4章 労働争議の調整	
1 概況	24
2 事件一覧	24
3 取扱事件概要	24
第5章 労働争議の実情調査と争議行為予告通知	
1 概況	26
2 労働争議実情調査一覧	26
3 争議行為予告通知一覧	27
第6章 個別労働関係紛争の相談・あっせん	
1 労働相談	29
2 個別労働関係紛争あっせん事件	31
第7章 労使ネットとっとり（個別労使紛争解決支援センター）の活動	
1 概況	34
2 周知広報活動	34
3 出前講座	40
4 労働紛争予防セミナー	42
5 個別労働紛争解決制度関係機関の連携	43
6 委員寄稿文	44
第8章 今後の労働委員会の在り方検討	
1 今後の労働委員会の在り方検討概要	46
2 第74回全労委協議会総会	47
3 第74回全労委協議会総会後の動向	48
資 料	
名簿	49
条例、要綱、申合せ事項等	53
事件処理件数等	82
中央労働委員会及び都道府県労働委員会所在地一覧	91

第1章 組織・運営

1 組織と予算

鳥取県労働委員会は、昭和21年3月から、労働組合法第19条の12及び地方自治法第180条の5第2項の規定に基づいて設置されている行政委員会であり、県下における不当労働行為の判定、労働争議の調整等を行っている。

判定業務は労働組合の資格審査、不当労働行為の審査、地方公営企業等における非組合員の範囲についての認定・告示等があり、申請又は申立てにより手続が開始されることとなるが、この判定業務は公益委員のみの権限とされている。

労働争議の調整は、あっせん、調停及び仲裁の区分があり、使用者及び労働組合等の双方若しくは一方からの申請又は委員会の職権により、調整を開始することとされている。

また、平成14年4月から、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例に規定するあっせんについて、知事の委任を受けてその事務を行っており、平成17年4月1日からは、同条例に定める知事の労働相談等に関する事務を労働委員会事務局職員が補助執行している。

さらに、公益事業における争議行為の予告通知の受理、労働協約の拡張適用の決議等も行っている。

(1) 委員会

労働組合法上の労働委員会は、公益、労働者及び使用者の各側を代表する委員それぞれ各同数をもって組織する、いわゆる三者構成とされており、当労働委員会の場合、各側5名、計15名で構成されている。

労働者委員は労働組合の、使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、公益委員は労使委員の同意を得て知事が任命し、その任期は2年である。

当労働委員会の現任の委員は、令和元年7月10日に任命された第47期の委員であり、名簿は資料(49頁)のとおりである。

(2) あっせん員候補者

あっせん員候補者は、労働関係調整法第10条及び第11条の規定に基づき、労働委員会が労働争議のあっせんに当たらせるために、学識経験を有する者を委嘱することとされている。

当労働委員会におけるあっせん員候補者は、内規により委員の任期と同じ任期を定め、資料(50頁)に掲げるとおり委員及び外部の学識経験者等により構成し、労働委員会規則第68条第1項の規定に基づき令和元年8月20日付けで鳥取県公報に公示している。

労働関係調整法の規定に基づくあっせんは、原則として、このあっせん員候補者名簿に記載されている者の中から、会長が指名するあっせん員が行うこととなる。

(3) 個別労働関係紛争あっせん員候補者

個別労働関係紛争あっせん員候補者は、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第5条の規定に基づき、労働関係調整法第10条に規定する名簿に記載されている者を委嘱することとされている。したがって、個別労働関係紛争あっせん員候補者は、上記(2)で示したあっせん員候補者名簿のとおりである。

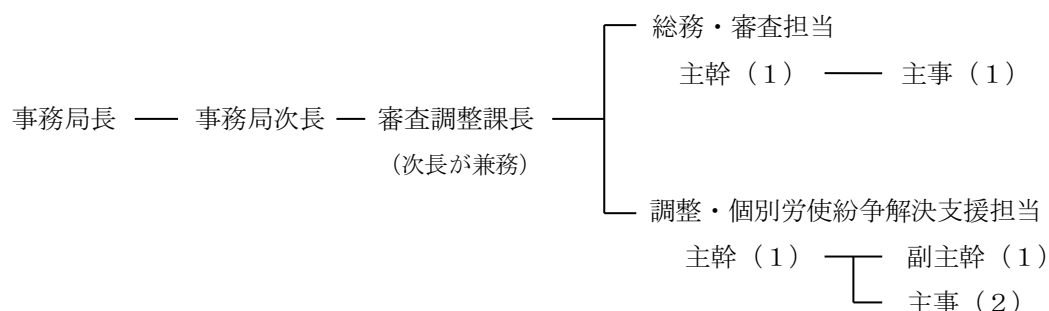
鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の規定に基づくあっせんは、このあっせん員候補者名簿に記載されている者の中から、会長が指名するあっせん員が行うこととなる。

(4) 事務局

労働委員会には、労働組合法第19条の12第6項の規定により準用される同法第19条の11第1項の規定に基づき、その事務を整理するため事務局が置かれ、会長の同意を得て、知事が任命する事務局長その他必要な職員を置くこととされている。

事務局の組織については、労働組合法施行令第25条の規定により、会長の同意を得て、知事が鳥取県労働委員会事務局組織規則を定めている。

職員数は、鳥取県職員定数条例により9名と定められているが、現行の組織は次のとおりである。

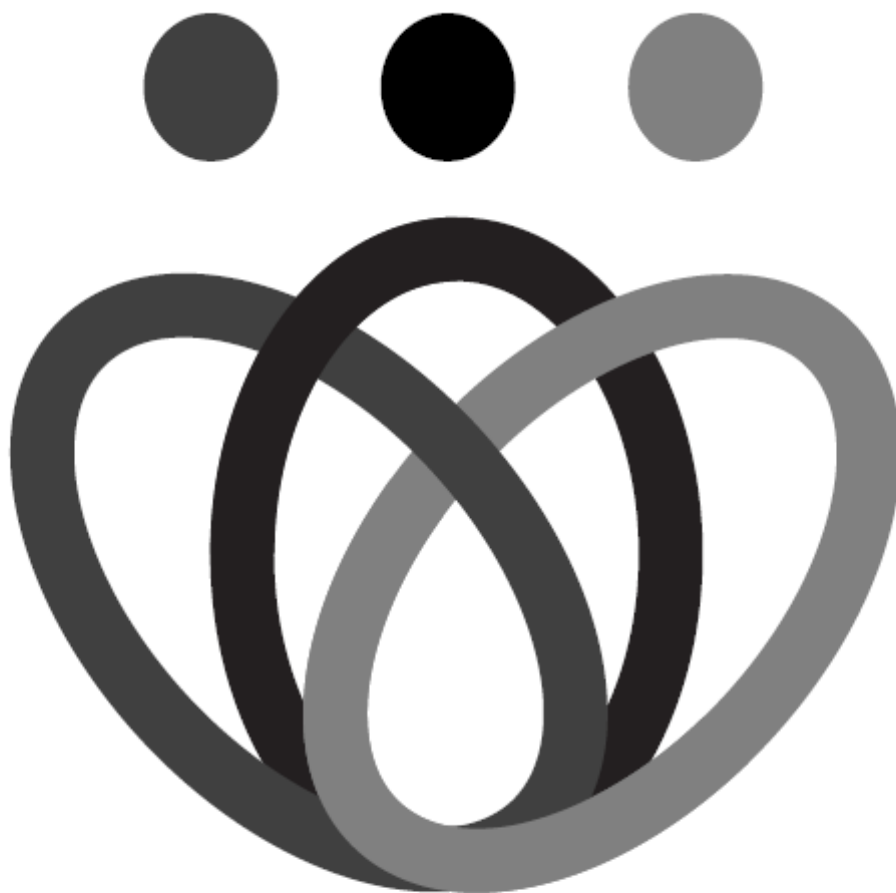


(5) 個別労使紛争解決支援センター（労使ネットとっとり）

鳥取県労働委員会が実施する個別労働関係紛争の相談及びあっせんについて、県民の視点に立ち、分かりやすく利用しやすい組織体制とするため、平成21年4月1日から当労働委員会内に「個別労使紛争解決支援センター」を設置している。設置要綱は資料(78頁)のとおりである。

なお、より親しみやすく覚えやすいものとしてより一層の利用促進を図るため、「個別労使紛争解決支援センター」の愛称及びロゴマークを公募し、次のとおり決定している。

労使ネットとっとり ログマーク



労使ネットとっとり

(労使ネットの趣旨)

労使間に話合いのためにネット（網）をはり、紛争解決を支援します。

(ログマークの趣旨)

楕円の輪は、労働者と事業主とのトラブルの間に立ち会うあっせん員を表現しています。

公労使の三者構成の重なりにより、紛争が円満に解決し、和（ハートの輪）が生まれる様子をイメージしています。

(6) 労働委員会の予算

令和元年度当初予算は次のとおりである。

(単位：千円)

科 目	委員会費	事務局費	合 計
予 算 額	39,271	58,143	97,414

2 運営の概要

労働委員会の職務は、労働組合法、労働関係調整法及び地方公営企業等労働関係法に定められるものの外、労働委員会規則の定めにより執行されるが、その概要は次のとおりである。

なお、当労働委員会においては、平成 14 年度から鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例に基づくあっせん事務を処理しており、平成 17 年度からは事務局職員による個別労働関係に関する労働相談も実施している。

(1) 労働委員会の会務は、会長が総理する。会長が職務を行うことができないときは、会長代理がその職務を代行する。

(2) 労働委員会の会議は、労働組合法第 21 条及び労働委員会規則第 2 章の規定により、総会、公益委員会議、調停委員会、仲裁委員会及び小委員会が予定されている。

当労働委員会においては、委員の全員で行う総会は原則として月 2 回、第 2・第 4 の水曜日に開催し、労働委員会規則第 5 条に規定する事項を付議しており、公益委員のみによる公益委員会議は、不当労働行為、労働組合の資格審査等の労働委員会規則第 9 条に規定する付議事項を審議している。

(3) 労働組合の資格審査は、労働組合が労働組合法第 2 条及び第 5 条第 2 項の規定に適合するかどうかについて、労働委員会規則第 4 章の規定により公益委員会議において会長が指揮して行う。ただし、会長は、公益委員の中から 1 人又は数人の委員を選任して、審査を担当させることができる。この場合、審査委員が 1 人のときは当該審査委員が、数人の審査委員が選任されたときは審査委員長が指揮して行う。

(4) 労働委員会は、労働組合法第 27 条の規定により、使用者が労働組合法第 7 条の規定に違反して不当労働行為を行った旨の申立てを受けたときは、遅滞なく調査を行い、必要があると認めたときは、その申立てが理由があるかどうかについて審問を行う。

不当労働行為の審査（調査及び審問のすべての手続をいう。）は、労働組合法第 24 条の 2 及び労働委員会規則第 5 章の規定により、公益委員会議において会長が指揮して行う。ただし、会長は、公益委員の中から 1 人又は数人の委員を選任して、審査を担当させることができる。この場合、審査委員が 1 人のときは当該審査委員が、数人の審査委員が選任されたときは審査委員長が、指揮して行う。

審問開始前に審査の計画を定め、証拠調べを行い、命令を発するのに熟したときは事実の認定を行い、この認定に基づいて、申立人の請求にかかる救済の全部若しくは一部の認容又は申立ての棄却の命令を発する。

- (5) 労働委員会の命令の交付を受けた労働組合若しくは労働者又は使用者は、命令の交付の日から 15 日以内に中央労働委員会に再審査の申立てができる。使用者については、中央労働委員会に再審査の申立てをしないときは、当該命令の交付の日から 30 日以内に、労働組合又は労働者については、労働委員会の処分のあったことを知った日から 6 か月以内に、取消しの訴えを裁判所に提起することができることとされている。
- (6) 労働争議のあっせん、調停及び仲裁は、労働組合法第 20 条及び労働関係調整法第 2 章から第 4 章まで並びに労働委員会規則第 7 章の規定により、あっせんにあつてはあっせん員候補者の中から会長が指名したあっせん員により、調停にあつては公、労、使各側を代表する調停委員により構成される調停委員会により、仲裁にあつては公益委員のうちから関係当事者が合意により選定した者につき会長が指名した仲裁委員 3 人からなる仲裁委員会によって、それぞれ行われる。
- (7) 労働争議の実情調査は、労働争議が発生したとき、会長が必要に応じ、委員、事務局長又は事務局職員に行わせ、又はあっせん員候補者に調査を依頼することができる。公益事業に係る労働争議の場合は、会長は速やかにこの調査をさせ又は依頼しなければならない。
- (8) 地方公営企業等労働関係法第 5 条第 2 項の規定による地方公営企業等従事職員のうち、労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者の範囲は、労働委員会がその認定及び告示を行うこととされているが、令和元年に取扱ったものはなかった。
- (9) 個別労働関係紛争のあっせんは、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第 4 条から第 10 条までの規定により、個別労働関係紛争あっせん員候補者の中から会長が指名した個別労働関係紛争あっせん員により行われる。
- (10) 個別労働関係紛争に関する労働相談は、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第 3 条の規定により行われる。

3 労働委員会業務記録

月	日	曜	諸 会 議 等	日	曜	事 件 関 係
1	4 9 15 23	木 水 火 水	仕事始め 第 1266 回定例総会 中国・四国地区労働委員会会長連絡会議 (徳島県) 第 1267 回定例総会	9 11 16 25 28	水 金 水 金 月	平成 31 年 (個) 第 1 号事件受付 平成 30 年 (個) 第 34 号事件第 2 回あっせん (解決) 平成 30 年 (個) 第 30 号事件第 3 回あっせん 平成 30 年 (個) 第 36 号事件第 1 回あっせん (解決) 平成 31 年 (個) 第 2 号事件受付
2	1 7 13 18 27	金 金 水 月 水	中国地区労働委員会会長連絡会議 (岡山県) 労委労協中国ブロック幹事研修会 (鳥取県) 第 1268 回定例総会 今後の労働委員会の在り方検討第 1 回 作業チーム会議 (東京都) 第 1269 回定例総会	8 13 14	金 水 火	平成 31 年 (個) 第 3 号事件受付 平成 31 年 (個) 第 4 号事件受付 平成 31 年 (個) 第 2 号事件終結 (取下げ)
3	3 7 11 12 18 27	日 木 月 火 月 水	日曜労働相談会 (東・中・西部) 労委労協第 1 回幹事会 (東京都) 今後の労働委員会の在り方検討第 2 回 作業チーム会議 (東京都) 第 1270 回定例総会 労働紛争予防セミナー 第 1 回今後の労働委員会の在り方検討 小委員会 (東京都) 今後の労働委員会の在り方検討第 3 回 作業チーム会議 (東京都) 第 1271 回定例総会	1 3 5 7 13 14 19 22 26 29	金 日 火 木 水 木 火 金 火 金	平成 31 年 (個) 第 5 号事件受付 平成 31 年 (個) 第 3 号事件第 1 回あっせん (解決) 平成 31 年 (個) 第 6 号事件受付 平成 30 年 (個) 第 30 号事件終結 (関与解決) 平成 31 年 (個) 第 7 号事件受付 平成 31 年 (個) 第 4 号事件第 1 回あっせん 平成 31 年 (個) 第 7 号事件終結 (取下げ) 平成 31 年 (個) 第 8 号事件受付 平成 31 年 (個) 第 9 号事件受付 平成 31 年 (個) 第 5 号事件終結 (打切) 平成 31 年 (個) 第 6 号事件終結 (取下げ) 平成 31 年 (個) 第 1 号事件終結 (関与解決) 平成 31 年 (個) 第 4 号事件第 2 回あっせん (解決)
4	9 16 22 24	水 火 月 水	第 1272 回定例総会 全労委使用者委員連絡会議幹事会 (東 京都) 今後の労働委員会の在り方検討第 4 回 作業チーム会議 (東京都) 第 1273 回定例総会	14 19 21 22	日 金 日 月	平成 31 年 (個) 第 8 号事件第 1 回あっせん (解決) 平成 31 年 (個) 第 10 号事件受付 平成 31 年 (個) 第 9 号事件第 1 回あっせん (解決) 平成 31 年 (個) 第 11 号事件受付

月	日	曜	諸 会 議 等	日	曜	事 件 関 係
5	13	月	今後の労働委員会の在り方検討第5回 作業チーム会議（東京都）	9	木	令和元年（個）第12号事件受付
	15	水	第1274回定例総会	10	金	令和元年（個）第13号事件受付
	29	水	第2回今後の労働委員会の在り方検討 小委員会、今後の労働委員会の在り方検討 第6回作業チーム会議（東京都）	24	金	平成31年（個）第10号事件終結（取下げ）
				30	木	令和元年（個）第14号事件受付
				31	金	令和元年（個）第15号事件受付 令和元年（個）第16号事件受付
6	6	木	全国労働委員会事務局長連絡会議	7	金	令和元年（個）第17号事件受付
	7	金	全国労働委員会会長連絡会議（島根県）	11	火	令和元年（個）第18号事件受付
	8	日	一斉街頭PR活動（東・中・西部）	13	木	令和元年（個）第19号事件受付
	10	月	労委労協中国・四国ブロック総会・研修 会（鳥取県）	14	金	平成31年（個）第11号事件第1回あっせん （解決）
	12	水	第1275回定例総会	24	月	令和元年（個）第20号事件受付
	18	火	中国地区労働委員会連絡協議会定例総 会（山口県）			令和元年（個）第12号事件第1回あっせん
	26	水	第1276回定例総会	27	木	令和元年（個）第13号事件第1回あっせん （解決）
	30	日	日曜労働相談会（東・中・西部）	28	金	令和元年（個）第18号事件終結（打ち切り）
				30	日	令和元年（個）第21号事件受付
7	9	火	中国・四国地区労働委員会会長連絡会議 （広島県）	1	月	令和元年（個）第18号事件第1回あっせん （打ち切り）
	10	水	第1277回臨時総会、第1278回臨時総会			令和元年（個）第22号事件受付
	12	金	全労委運営委員会及び使用者委員連絡 会議幹事会、労委労協第2回幹事会 （東京都）	6	土	令和元年（個）第19号事件第1回あっせん （解決）
	23	火	鳥取労働相談・個別労働紛争解決制度関 係機関連絡協議会定例会議	22	月	令和元年（個）第15号事件第1回あっせん （打ち切り）
	24	水	第1279回定例総会 出前講座（鳥取緑風高校）			令和元年（個）第16号事件第1回あっせん （打ち切り）
				25	木	令和元年（個）第12号事件第2回あっせん （打ち切り）
				29	月	令和元年（個）第23号事件受付
				30	火	令和元年（個）第17号事件第1回あっせん
8	1	木	中国地区労働委員会事務局審査主管課 長会議及び審査担当職員研修 （山口県：～2日）	5	月	令和元年（個）第20号事件第1回あっせん （解決）
	7	水	第1280回定例総会	8	木	令和元年（個）第17号事件第2回あっせん （関与解決）
	21	水	第1281回定例総会	18	日	令和元年（個）第23号事件第1回あっせん （解決）
	26	月	今後の労働委員会の在り方検討第7回 作業チーム会議（東京都）	22	木	令和元年（個）第24号事件受付
	27	火	中国地区労働委員会事務局調整主管課 長会議及び調整担当職員研修 （岡山県：～28日）	27	火	令和元年（個）第14号事件終結（関与解決）
				28	水	令和元年（個）第22号事件第1回あっせん （打ち切り）
				30	金	令和元年（個）第25号事件受付

月	日	曜	諸 会 議 等	日	曜	事 件 関 係
9	5	木	公労使委員合同研修（東京都：～6日）	9	月	令和元年（個）第26号事件受付
	11	水	第1282回定例総会			令和元年（個）第27号事件受付
	25	水	第1283回定例総会	13	金	令和元年（個）第21号事件第1回あっせん
			企業視察研修	17	火	令和元年（個）第26号事件終結（取下げ）
	26	木	今後の労働委員会の在り方検討第8回作業チーム会議（東京都）	20	金	令和元年（個）第21号事件終結（打ち切り）
				27	金	令和元年（個）第25号事件終結（打ち切り）
10	3	木	労委労協第3回幹事会（東京都）	2	水	令和元年（個）第24号事件終結（関与解決）
	7	月	第3回今後の労働委員会の在り方検討小委員会、今後の労働委員会の在り方検討第9回作業チーム会議（東京都）	7	月	令和元年（個）第27号事件終結（打ち切り）
			第1284回定例総会	21	月	令和元年（個）第28号事件受付
	9	水	一斉街頭PR活動（東・中・西部）	27	日	令和元年（個）第29号事件受付
	12	日	日曜労働相談会（東・中・西部）	28	月	令和元年（個）第30号事件受付
	27	日	第1285回定例総会			
	30	水				
11	13	水	第1286回定例総会	5	火	令和元年（個）第31号事件受付
	14	木	全国労働委員会連絡協議会総会及び使用者委員連絡会議幹事会、労委労協幹事会（東京都：～15日）	6	水	令和元年（個）第32号事件受付
			全国労働委員会連絡協議会第1回運営委員会（東京都）	7	木	令和元年（個）第33号事件受付
	15	金	第1287回定例総会	21	木	令和元年（個）第32号事件終結（取下げ）
	27	水	全国労働委員会事務局調整主管課長会議（東京都）	22	金	令和元年（個）第30号事件第1回あっせん（解決）
	28	木	全国労働委員会事務局審査主管課長会議（東京都）	25	月	令和元年（個）第28号事件第1回あっせん（解決）
	29	金	第1289回定例総会			
12	2	月	公労使委員個別紛争専門研修（東京都：～3日）	2	月	令和元年（個）第34号事件受付
	5	木	今後の労働委員会の在り方検討第10回作業チーム会議（東京都：～6日）	4	水	令和元年（個）第29号事件第1回あっせん（解決）
	6	金	出前講座（青谷高校）	6	金	令和元年（個）第35号事件受付
	11	水	第1288回定例総会	8	日	令和元年（個）第31号事件第1回あっせん（解決）
	16	月	今後の労働委員会の在り方検討第11回作業チーム会議（東京都）	19	木	令和元年（個）第33号事件第1回あっせん（解決）
	25	水	第1289回定例総会			
	27	金	仕事納め			

4 総会・会議

労働委員会が開催する会議は、定例総会、公益委員会議等がある。

なお、このほかに労働委員会相互の関係を密にし、その事務の処理につき必要な統一と調整を図るための全国的、地域的な連絡協議会等がある。

(1) 定例総会・臨時総会

労働委員会委員全員で行う会議で、労働委員会規則第5条第1項に規定する事項を審議決定するほか、公益委員会議の決定事項の報告、不当労働行為救済申立事件審理の報告、あっせん、調停、仲裁等に関する報告等委員会の活動を総合的に把握し、適切な運営を期するために行われる。

令和元年には定例総会が22回、臨時総会が2回開催された。

回別	月日	場 所	付 議 事 項 等
1266 回	1. 9	委員室	1 第 1265 回定例総会（12 月 26 日）議事録の承認について 2 第 74 回全国労働委員会連絡協議会総会における議題（案）の提出について 3 全国労働委員会連絡協議会第 1 回運営委員会議事録について 4 平成 30 年度中国地区労働委員会会長連絡会議の議題について 5 労働紛争予防セミナーの開催について 6 個別労働関係紛争あっせん事件について 7 その他
1267 回	1. 23	委員室	1 第 1266 回定例総会（1 月 9 日）議事録の承認について 2 平成 31 年度全国労働委員会会長連絡会議の議題提出について 3 平成 30 年度中国地区労働委員会会長連絡会議の議題について 4 労働紛争予防セミナーの開催計画案について 5 第 60 回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議の概要について 6 個別労働関係紛争あっせん事件について 7 その他
1268 回	2. 13	委員室	1 第 1267 回定例総会（1 月 23 日）議事録の承認について 2 今後の労働委員会の在り方検討について 3 労働紛争予防セミナーの開催計画案について 4 平成 30 年度中国地区労働委員会会長連絡会議の概要について 5 労働争議調整事件について 6 個別労働関係紛争あっせん事件について 7 平成 31 年度当初予算議案説明資料（案）について 8 平成 30 年取扱事件等の概要について 9 日曜労働相談会の実施等について 10 その他
1269 回	2. 27	委員室	1 第 1267 回定例総会（1 月 23 日）議事録の承認について 2 第 1268 回定例総会（2 月 13 日）議事録の承認について 3 今後の労働委員会の在り方に対する対応等について 4 労働紛争予防セミナーの開催計画案について 5 平成 31 年度各ブロックにおける諸会議開催計画について 6 労働争議調整事件について

回別	月日	場 所	付 議 事 項 等
			7 個別労働関係紛争あっせん事件について 8 争議行為予告通知及び実情調査について 9 県内労働関係機関による日曜労働相談会の開催について 10 その他
1270 回	3. 12	とりぎん文化会館	1 第 1269 回定例総会（2 月 27 日）議事録の承認について 2 今後の労働委員会の在り方に対する対応等について 3 第 145 回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の開催通知について 4 第 631 回公益委員会議の概要について 5 労働争議調整事件について 6 個別労働関係紛争あっせん事件について 7 争議行為予告通知及び実情調査について 8 県内労働関係機関による日曜労働相談会の実施概要について 9 労働紛争予防セミナーの実施について 10 その他
1271 回	3. 27	委員室	1 第 1270 回定例総会（3 月 12 日）議事録の承認について 2 今後の労働委員会の在り方に対する対応等について 3 平成 31 年度全国労働委員会会長・事務局長連絡会議の開催について 4 平成 31 年度全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議の提案議題について 5 第 145 回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の開催通知について 6 個別紛争データベースシステムの利用者登録申請（来年（2019 年）度分）について 7 「平成 31 年度労使ネットとっとり広報実施計画（案）」及び「平成 31 年度定例総会・諸会議・相談会等開催計画（案）」について 8 労働紛争予防セミナーの実施概要について 9 労働争議調整事件について 10 個別労働関係紛争あっせん事件について 11 争議行為予告通知及び実情調査について 12 その他
1272 回	4. 9	委員室	1 第 1271 回定例総会（3 月 27 日）議事録の承認について 2 あっせん員候補者及び個別労働関係紛争あっせん員候補者の解任及び委嘱について 3 第 61 回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議について 4 今後の労働委員会の在り方に対する対応等について 5 平成 30 年度労使関係セミナー i n 京都の概要について 6 個別労働関係紛争あっせん事件について 7 争議行為予告通知及び実情調査について 8 その他
1273 回	4. 24	委員室	1 第 1272 回定例総会（4 月 9 日）議事録の承認について 2 平成 31 年度全国労働委員会会長連絡会議について 3 第 61 回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議について

回別	月日	場 所	付 議 事 項 等
			4 第 145 回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会について 5 今後の労働委員会の在り方検討について 6 改元に伴う事件番号の取扱いについて 7 平成 30 年度取扱事件等の概要について 8 個別労働関係紛争あっせん事件について 9 争議行為予告通知及び実情調査について 10 その他
1274 回	5. 15	委員室	1 第 1273 回定例総会（4 月 24 日）議事録の承認について 2 第 145 回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会について 3 今後の労働委員会の在り方検討について 4 令和元年度出前説明会について 5 日曜労働相談会（6 月）の日程等について 6 広島県労働委員会の審問傍聴について 7 個別労働関係紛争あっせん事件について 8 争議行為予告通知及び実情調査について 9 その他
1275 回	6. 12	委員室	1 第 1274 回定例総会（5 月 15 日）議事録の承認について 2 平成 31 年度全国労働委員会会長・事務局長連絡会議の概要について 3 今後の労働委員会の在り方検討について 4 今後の労働委員会の在り方検討小委員会において当面検討を行う項目の候補の選定について 5 第 145 回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会について 6 第 61 回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議について 7 日曜労働相談会について 8 個別労働関係紛争あっせん事件について 9 争議行為予告通知及び実情調査について 10 その他
1276 回	6. 26	委員室	1 第 1275 回定例総会（6 月 12 日）議事録の承認について 2 第 145 回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会及び事務局長会議の概要について 3 今後の労働委員会の在り方検討小委員会において当面検討を行う項目の候補の選定について 4 第 61 回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議について 5 令和元年度公労使委員合同研修について 6 鳥取労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会定例会議について 7 全国労働委員会連絡協議会第 2 回運営委員会について 8 個別労働関係紛争あっせん事件について 9 争議行為予告通知及び実情調査について 10 日曜労働相談会について 11 その他
1277 回 (臨時)	7. 10	委員室	1 会長及び会長代理の選任
1278 回 (臨時)	7. 10	委員室	1 第 1276 回定例総会（6 月 26 日）議事録の承認について 2 鳥取県労働委員会幹事会幹事委員の選任について 3 鳥取県労働委員会情報公開調整委員会委員の選任について

回別	月日	場 所	付 議 事 項 等
			4 鳥取県労働委員会個人情報保護調整委員会委員の選任について 5 あっせん員候補者及び個別労働関係紛争あっせん員候補者の委嘱について 6 令和元年度定例総会・諸会議・相談会等開催計画（案）について 7 今後の労働委員会の在り方検討小委員会において当面検討を行う項目の候補の選定について 8 全国労働委員会連絡協議会第2回運営委員会の開催について 9 令和元年度公労使委員合同研修について 10 令和元年度公労使委員個別紛争専門研修の開催及び研修者の募集について 11 県内労働関係機関による日曜労働相談会（6月30日）の実施概要について 12 第61回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議について 13 個別労働関係紛争あっせん事件について 14 争議行為予告通知及び実情調査について 15 その他
1279 回	7. 24	委員室	1 第1277回臨時総会（7月10日）議事録の承認について 2 第1278回臨時総会（7月10日）議事録の承認について 3 全国労働委員会連絡協議会第2回運営委員会の概要について 4 鳥取労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会定例会議の概要について 5 令和元年度公労使委員個別紛争専門研修の開催及び研修者の募集について 6 徳島県労働委員会委員・職員研修会の開催について 7 出前説明会の実施結果について 8 個別労働関係紛争あっせん事件について 9 争議行為予告通知及び実情調査について 10 その他
1280 回	8. 7	委員室	1 第1279回定例総会（7月24日）議事録の承認について 2 今後の労働委員会の在り方検討小委員会において当面検討を行う項目の選定について 3 第74回全国労働委員会連絡協議会総会の開催について 4 令和元年度県内企業視察について 5 令和元年度中国地区労使関係セミナーの開催及び協賛名義の使用許可について 6 個別労働関係紛争あっせん事件について 7 争議行為予告通知及び実情調査について 8 その他
1281 回	8. 21	委員室	1 第1280回定例総会（8月7日）議事録の承認について 2 令和元年度労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会における協議の決定事項について 3 令和元年度県内企業視察について 4 個別労働関係紛争あっせん事件について 5 その他
1282 回	9. 11	委員室	1 第1281回定例総会（8月21日）議事録の承認について 2 令和元年度個別労働関係紛争処理制度周知月間のPR活動について

回別	月日	場 所	付 議 事 項 等
			3 令和元年度中国地区労使関係セミナーの開催について 4 令和元年度県内企業視察について 5 全国労働委員会連絡協議会第2回運営委員会議事録について 6 第7回今後の労働委員会の在り方作業チームについて 7 令和元年度公労使委員合同研修の概要について 8 労使ネットとっとり「労働紛争予防セミナー」について 9 個別労働関係紛争あっせん事件について 10 鳥取県労働委員会、島根県労働委員会共同のラジオによる労働相談PR放送について 11 その他
1283 回	9. 25	ホテル セント パレス 倉吉	1 第1282回定例総会（9月11日）議事録の承認について 2 第74回全国労働委員会連絡協議会総会の開催について 3 労使ネットとっとり「労働紛争予防セミナー」について 4 個別労働関係紛争あっせん事件について 5 その他
1284 回	10. 9	委員室	1 第1283回定例総会（9月25日）議事録の承認について 2 第3回今後の労働委員会の在り方検討小委員会の開催について 3 平成30年度決算審査特別委員会の概要について 4 労使ネットとっとり「労働紛争予防セミナー」について 5 日曜労働相談会の実施及びPR活動について 6 令和元年度個別労働関係紛争処理制度周知月間（10月）のPR活動について 7 広島県労働委員会の審問傍聴について 8 個別労働関係紛争あっせん事件について 9 争議行為予告通知及び実情調査について 10 その他
1285 回	10. 30	委員室	1 第1284回定例総会（10月9日）議事録の承認について 2 令和元年度上半期取扱事件等の概要について 3 令和2年度当初予算要求方針（案）について 4 令和元年度中国地区労働委員会会長連絡会議の開催計画（案）について 5 広島県労働委員会の講演会開催について 6 労使ネットとっとり「労働紛争予防セミナー」について 7 第74回全国労働委員会連絡協議会総会及び運営委員会の開催について 8 県内労働関係機関による日曜労働相談会（10月27日）の実施概要について 9 個別労働関係紛争あっせん事件について 10 争議行為予告通知及び実情調査について 11 その他
1286 回	11. 13	委員室	1 第1285回定例総会（10月30日）議事録の承認について 2 第632回公益委員会議の概要について 3 令和元年度中国地区労使関係セミナーの開催について 4 令和元年度出前説明会について 5 令和元年度公労使委員個別紛争専門研修について 6 広島県労働委員会の講演会開催について

回別	月日	場 所	付 議 事 項 等
			7 個別労働関係紛争あっせん事件について 8 争議行為予告通知及び実情調査について 9 今後の総会日程について 10 その他
1287 回	11. 27	委員室	1 第 1285 回定例総会（10 月 30 日）議事録の承認について 2 第 1286 回定例総会（11 月 13 日）議事録の承認について 3 第 74 回全国労働委員会連絡協議会総会及び運営委員会の概要について 4 令和元年度中国地区労使関係セミナーの開催について 5 個別労働関係紛争あっせん事件について 6 争議行為予告通知及び実情調査について 7 その他
1288 回	12. 11	委員室	1 第 1285 回定例総会（10 月 30 日）議事録の承認について 2 第 1286 回定例総会（11 月 13 日）議事録の承認について 3 第 1287 回定例総会（11 月 27 日）議事録の承認について 4 第 75 回全国労働委員会連絡協議会総会における議題（案）の提出について 5 令和元年度中国地区労働委員会会長連絡会議の議題について 6 令和 2 年度中国地区労働委員会諸会議開催計画等について 7 全国労働委員会連絡協議会第 1 回運営委員会の議事概要について 8 令和元年度公労使委員個別紛争専門研修について 9 第 10 回今後の労働委員会の在り方作業チームについて 10 出前説明会の実施結果について 11 令和元年度中国地区労使関係セミナーin島根について 12 広島県労働委員会の講演会開催について 13 個別労働関係紛争あっせん事件について 14 争議行為予告通知及び実情調査について 15 その他
1289 回	12. 25	委員室	1 第 1288 回定例総会（12 月 11 日）議事録の承認について 2 令和元年度中国地区労働委員会会長連絡会議について 3 労使ネットとっとり「労働紛争予防セミナー」について 4 令和 2 年度の年間業務計画について 5 令和元年版鳥取県労働委員会年報の編集方針について 6 労働委員会規則の一部を改正する規則の施行について 7 第 11 回今後の労働委員会の在り方作業チームについて 8 福岡県労働委員会事務局来県調査の概要について 9 個別労働関係紛争あっせん事件について 10 争議行為予告通知及び実情調査について 11 その他

(2) 公益委員会議

令和元年に公益委員会議は2回開催された。

回数	月日	場 所	付 議 事 項 等
631 回	2. 27	審理監査室	1 第 47 期鳥取県労働委員会委員候補者の推薦に係る組合資格審査について 2 その他
632 回	10. 30	労働委員室	1 第 47 期鳥取県労働委員会委員候補者（補欠委員）の推薦に係る組合資格審査について 2 その他

(3) 情報公開調整委員会

令和元年に情報公開調整委員会は開催されなかった。

(4) 個人情報保護調整委員会

令和元年に個人情報保護調整委員会は開催されなかった。

(5) 連絡会議

令和元年に開催された全国及び中国ブロック等の会議の概要は次のとおりである。

【委員連絡会議】

会議名	月 日	場 所	検 討 議 題 等	出席委員
第 60 回中国・ 四 国 地 区 労 働 委 員 会 会 長 連 絡 会 議	1. 15 (※)	徳島県徳島 市万代町 「徳島県 庁」	1 公益財団法人の主たる出捐者である 地方公共団体の使用者性について (島根県労委) 2 労働委員会の活性化のための更なる 取組について (広島県労委) 3 働き方改革を推進するための関係法 律の整備に関する法律案の施行に向 けての各県の対応方針について (香川県労委) ※西日本豪雨の影響により開催日が延期さ れたもの。当初予定日は平成30年7月6日。	濱 田 会 長
中 国 地 区 労 働 委 員 会 会 長 連 絡 会 議	2. 1	岡山県岡山 市北区下石 井「ピュア リティまき び」	1 当事者の個人的な関係が深く関わっ たあっせんの取扱いについて (島根県労委) 2 不当労働行為救済申立等の手続にお ける労使関係正常化に向けた取り組 みについて (岡山県労委) 3 平成30年の不当労働行為事件、労働 争議の調製（あっせん）及び個別労働 関係紛争のあっせんの概要と特に印 象に残った事件について (昨年度会議での決定議題) 4 情報交換「労使の対立を背景としない 労働争議への対応について」 (岡山県労委)	濱 田 会 長 浦 木 委 員
全国労働委員会 会 長 連 絡 会 議	6. 7	島根県松江 市千鳥町 「ホテル一 畑」	講演「働き方改革における労働委員会の役 割と今後の課題」 (中央労働委員会地方調整委員 皆川 宏之氏) 1 今後の労働委員会の在り方に関する検 討状況について (中労委)	濱 田 会 長

会議名	月 日	場 所	検 討 議 題 等	出席委員
第 145 回中国 地区労働委員 会連絡協議会 定 例 総 会	6. 18	山口県山口 市湯田温泉 「セントコ ア山口」	講演「働き方改革関連法による法改正に伴 う法的問題等について～労働委員会 による「あっせん・斡旋」の観点か ら～」 (山口県労働委員会会長代理 有田 謙司氏) 1 個別労働関係紛争における和解（合意 事項）の実効性の確保策について (島根県労委) 2 労働委員会の今後の在り方検討につい て (鳥取県労委)	濱 田 会 長 三 谷 代 理 田 中 委 員 宮 城 委 員 竹 上 委 員
第 61 回中国・ 四 国 地 区 労 働 委 員 会 会 長 連 絡 会 議	7. 9	広島県広島 市中区「広 島鴻池ビ ル」	1 会社採用される前、会社を批判する ビラを配布したことが従業員としての 適性を有しないとされ、これを理由に 行われた雇止めの不当労働行為該当性 について (広島県労委) 2 コンビニエンスストアを経営する加盟 者の「労組法上の労働者性」について (香川県労委)	濱 田 会 長
第 74 回全国 労働委員会連 絡協議会総会	11. 14 ～15	東京都中野 区中野「中 野サンプラ ザ」	1 講演 「働き方改革と労使関係」 講師：元中央労働委員会会長 菅野 和夫 氏 2 今後の労働委員会の在り方検討小委 員会「中間整理」について－経験又は 見解の交流－ (中労委) 3 不当労働行為救済申立事件の当事者と 関わりのある公益委員の回避及び参与 委員の交代について－経験又は見解の 交流－ (北海道・東北ブロック公労使)	濱 田 会 長 浦 木 委 員 本 川 委 員 田 中 委 員 宮 城 委 員 名 越 委 員

【事務局連絡会議】

会議名	月 日	場 所	検 討 議 題 等	出席者
中国地区労働委員会事務局長連絡会議	2. 1	岡山県岡山市北区下石井「ピュアリティまきび」	1 平成 30 年度中国地区労働委員会会長 連絡会議の運営について （岡山県労委） 2 平成 31 年度中国地区労働委員会事務局 審査主管課長会議の開催計画案に ついて （山口県労委） 3 平成 31 年度中国地区労働委員会事務局 調整主管課長会議の開催計画案に ついて （岡山県労委） 4 今後の労働委員会の在り方検討小委 員会等の対応について （鳥取県労委） 5 報告事項「平成 31 年度中国地区労働 委員会諸会議開催計画について」 （岡山県労委）	安本局長 岸本副主幹 徳安主事
全国労働委員会事務局長連絡会議	6. 6	島根県松江市千鳥町 「ホテル一畑」	1 審査概況等について 2 調整事件等の概況について 3 今後の労働委員会の在り方に関する 検討状況について 4 労働委員会間の研修生の受入れにつ いて 5 議事懇談	森本局長 入江次長 前田（友）主幹
中国地区労働委員会事務局長連絡会議	6. 18	山口県山口市湯田温泉 「セントコア山口」	1 第 145 回中国地区労働委員会連絡協議 会定例総会の運営等について （山口県労委）	森本局長 前田（史）主幹
中国地区労働委員会事務局審査主管課長会議	8. 1 ～2	山口県山口市滝町「山口県庁」	講演「合同労組をめぐる不当労働行為制度 上の問題」 （山口県労働委員会会長代理 有田 謙司氏） 1 組合員が遠隔地に居住しているため出 頭できない、又は音信不通であるため 出頭させることができない場合の不当 労働行為審査の進め方について （広島県労委） 2 審査事件において、和解の促進に向け てどのような取組みをされているか （中労委）	前田（史）主幹 徳安主事

会議名	月 日	場 所	検 討 議 題 等	出席者
中国地区労働委員会事務局調整主管課長会議	8.27 ～28	岡山県岡山市北区下石井「ピュアリティまきび」	講演「働き方改革（同一労働同一賃金）への対応」 （中央労働委員会事務局 総務課長 寺山 洋一 氏） 1 個別あっせん事件において、あっせんに大きな影響を及ぼす可能性のある制度等についての認識が、当事者双方にない場合の対応について （鳥取県労委） 2 個別労働関係紛争のあっせんにおける当事者の対面について （島根県労委） 3 争議行為予告に対する実情調査の実施及び争議行為の虞のない集団的労使紛争への対応について（情報交換） （岡山県労委） 4 労働相談における相手側への照会やあっせん申請に至ったケース等について（情報交換） （岡山県労委）	前田（友）主幹 岩 下 主 事
全国労働委員会事務局調整主管課長会議	11.28	東京都港区芝公園「労働委員会会館」	1 都道府県労働委員会からの事例報告 2 都道府県労働委員会等からの業務報告	前田（友）主幹 前田（史）主幹 岩 下 主 事
全国労働委員会事務局審査主管課長会議	11.29	東京都港区芝公園「労働委員会会館」	1 審査事件において、和解の促進に向けてどのような取り組みをされているのか 2 行政手続オンライン化法の改正について～労委規則の改正～	前田（史）主幹 前田（友）主幹 岩 下 主 事

(6) その他の会議

- ・鳥取労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会定例会議

「第7章 5 個別労働紛争解決制度関係機関の連携(3)」にて詳細記載

第 2 章 不当労働行為の審査

概 況

令和元年中に係属した不当労働行為救済申立事件はなかった。

なお、平成 17 年 1 月施行の労働組合法改正以降係属した事件は、平成 18 年に 1 件、平成 23 年に 1 件の係属があり、両事件ともに関与和解により終結したものである。

第3章 労働組合の資格審査

1 概 況

令和元年中に当労働委員会が取り扱った労働組合資格審査の件数は、新規係属が3件であり、前年からの繰越はなかった。申請理由は、いずれも委員推薦のためのものであり、これらすべてについて労働組合法上の規定に適合することが決定された。

2 労働組合資格審査一覧

(1) 令和元年労働組合資格審査一覧表

番号	組 合 名	申請理由	申 請 年月日	決 定 年月日	処理状況
1	私鉄中国地方労働組合日ノ丸自動車支部	委員推薦	31.2.8	31.2.27	適 合
2	J A M 神 鋼 機 器 工 業 労 働 組 合	委員推薦	31.2.8	31.2.27	適 合
3	私鉄中国地方労働組合日ノ丸自動車支部	委員推薦	1.10.21	1.10.30	適 合

(2) 平成20年～令和元年申請理由別一覧表

申請理由 年 別	委員推薦	不当労働 行為救済 申 立	法人登記	総会決議	計	備 考
20	1	—	—	—	1	
21	3	—	—	—	3	
22	—	—	—	—	0	
23	3	1	—	—	4	
24	—	—	1	—	1	
25	3	—	—	—	3	
26	—	—	—	—	0	
27	2	—	—	—	2	
28	—	—	—	—	0	
29	4	—	—	—	4	
30	—	—	—	—	0	
令和元	3	—	—	—	3	

(注) 前年からの繰越件数を含む件数である。

(3) 平成 20 年～令和元年処理区分別一覧表

処理区分 年 別	適 合	不 適 合	取 下 げ	打 切 り	次 年 へ 繰 越	計	備 考
20	1	—	—	—	—	1	
21	3	—	—	—	—	3	
22	—	—	—	—	—	0	
23	3	—	1	—	—	4	
24	1	—	—	—	—	1	
25	3	—	—	—	—	3	
26	—	—	—	—	—	0	
27	2	—	—	—	—	2	
28	—	—	—	—	—	0	
29	4	—	—	—	—	4	
30	—	—	—	—	—	0	
令和元	3	—	—	—	—	3	

(注) 前年からの繰越件数を含む件数である。

第4章 労働争議の調整

1 概 況

令和元年中に係属した調整事件は、新規係属事件が2件であった。調整区分は、いずれもあっせん、申請者は組合であった。業種は2件ともサービス業であり、調整事項は1件が今後の雇用計画についての協議等に関するもの、1件が団体交渉の促進に関するものであった。

令和元年中に終結したものは1件で、終結区分は解決であった。

2 事件一覧

番号	事件名	調整区分	申請月日 申 請 者	調 整 事 項	開始 月日	終結月日 終結区分	調整 回数	調整員
1	X争議	あっせん	2.6 組合	今後の雇用計画等	2.13	3.22 解決	1	(公)濱田 (労)松崎 (使)江尻
2	Y争議	あっせん	12.27 組合	団体交渉の促進	(R2) 1.8	次年繰越	—	(公)三谷 (労)本川 (使)宮城

3 取扱事件概要

(1) 平成31年(調)第1号

X争議あっせん事件

申 請 者	A労働組合		
被 申 請 者	X		
業 種	サービス業	組合員数	3名
開 始 事 由	組合申請		
申 請 月 日	2月6日		
開 始 月 日	2月13日		
終 結 月 日	3月22日		
終 結 事 由	解決	調整回数	1回
		所要日数	45日

ア 調整事項

今後の雇用計画等

イ 労使の主張

(ア) 組合の主張

使用者の言動は退職勧奨に当たるため、離職事由を会社都合として離職したい。解決金も求めたい。

(イ) 使用者の主張

離職事由は会社都合としてもよい。解決金についても応じる考えはある。

ウ あっせんの経過

あっせんにおいて、調整事項に対する双方の考え方を確認した上で、解決金での解決を目指しあっせん員が当事者に個別に調整を行い、あっせん案を提示したところ双方受諾し、事件は解決した。

あっせん案（要旨）

- 1 被申請者と組合員（A 1・A 2・A 3）との雇用契約が、被申請者の都合により、平成〇年〇月〇日付けで終了すること
- 2 被申請者は、組合員（A 1・A 2・A 3）に対し、本件の解決金として金〇〇〇〇円を支払うこと
- 3 債権債務不存在の確認
- 4 口外禁止

（２）令和元年（調）第２号

Ｙ争議あっせん事件

申 請 者	B労働組合	
被 申 請 者	Ｙ	
業 種	サービス業	組合員数 30 名
開 始 事 由	組合申請	
申 請 月 日	12 月 27 日	
開 始 月 日	(令和 2 年) 1 月 8 日	
終 結 月 日		
終 結 事 由		

ア 調整事項

団体交渉の促進

イ 労使の主張

（ア）組合の主張

使用者に団体交渉を申し入れているが、使用者が団体交渉に応じない。

（イ）使用者の主張

組合からの団体交渉の申し入れや要求書に対して文書で回答する等きちんと対応している。

第5章 労働争議の実情調査と争議行為予告通知

1 概 況

(1) 労働争議の実情調査

労働委員会規則第 62 条の 2 の規定に基づく新規の労働争議の実情調査件数は 22 件で、昨年より 1 件少なかった。

調査開始事由は、労働関係調整法第 37 条の規定による公益事業の争議行為予告通知に基づくものが 20 件であった。また調査の終結事由は、自主解決によるものが 22 件であった。

(2) 争議行為予告通知

労働関係調整法第 37 条の規定に基づく公益事業の争議行為予告通知の件数は 29 件で、昨年より 1 件多かった。

予告通知者を業種別にみると、病院業が 9 件、航空業が 6 件、道路貨物業が 4 件、港湾業が 4 件、陸上旅客業が 3 件、通信業が 2 件、電気・ガス業が 1 件であった。

2 労働争議実情調査一覧

番号	名 称	交渉地 (市町村)	調査事項	調査 開始 月日	調査 終結 月日	終結 事由
1	鳥 取 医 療 生 協 争 議	鳥取市	賃上げ等	3. 5	3. 25	解 決
2	メディコープとっとり争議	鳥取市	賃上げ等	3. 5	3. 25	解 決
3	三 朝 温 泉 病 院 争 議	三朝町	賃上げ等	3. 5	4. 4	解 決
4	米 子 医 療 生 協 争 議	米子市	賃上げ等	3. 5	6. 25	解 決
5	日 ノ 丸 自 動 車 争 議	鳥取市	賃上げ等	3. 18	4. 4	解 決
6	日 ノ 丸 ハ イ ヤ ー 争 議	米子市	賃上げ等	3. 18	4. 8	解 決
7	境港海陸運送争議(全日本港湾)	境港市	賃上げ等	3. 20	6. 10	解 決
8	日ノ丸西濃運輸争議(建交労)	鳥取市	賃上げ等	3. 22	4. 4	解 決
9	因伯通運争議(建交労)	鳥取市	賃上げ等	3. 25	4. 23	解 決
10	済生会境港総合病院争議	境港市	賃上げ等	4. 4	5. 13	解 決
11	境港海陸運送争議(全国港湾)	境港市	賃上げ等	4. 4	7. 31	解 決
12	因伯通運争議(運輸労連)	鳥取市	賃上げ等	4. 22	5. 9	解 決
13	済生会境港総合病院争議	境港市	夏季一時金等	5. 13	5. 13	解 決
14	境港海陸運送争議(全日本港湾)	境港市	夏季一時金等	6. 10	7. 9	解 決
15	済生会境港総合病院争議	境港市	年末一時金等	10. 8	11. 21	解 決
16	鳥 取 医 療 生 協 争 議	鳥取市	年末一時金等	11. 11	11. 20	解 決
17	メディコープとっとり争議	鳥取市	年末一時金等	11. 11	12. 5	解 決
18	三 朝 温 泉 病 院 争 議	三朝町	年末一時金等	11. 11	12. 10	解 決
19	米 子 医 療 生 協 争 議	米子市	年末一時金等	11. 11	12. 5	解 決

番号	名 称	交渉地 (市町村)	調査事項	調査 開始 月日	調査 終結 月日	終結 事由
20	境港海陸運送争議(全日本港湾)	境港市	冬季一時金等	11. 21	12. 3	解 決
21	日ノ丸自動車争議	鳥取市	年末一時金等	11. 22	12. 3	解 決
22	日ノ丸ハイヤー争議	米子市	年末一時金等	12. 2	12. 9	解 決

3 争議行為予告通知一覧

番号	通 知 者		受付 労委	交渉事項	受付 月日	予告 月日	備 考
	名 称	所在地 (都道府県)					
1	国鉄労働組合	東京都	中労委	賃上げ等	2. 14	2. 27	
2	ANA乗員組合	東京都	中労委	人員配置 改善等	2. 15	3. 17	
3	全日本建設交運一 般労働組合	東京都	中労委	労働条件 改善等	2. 19	3. 7	因伯通運分会 日ノ丸西濃運輸分会
4	全日本港湾労働組 合	東京都	中労委	賃上げ等	2. 25	3. 8	境港支部
5	全国電力関連産業 労働組合総連合	東京都	中労委	賃上げ等	2. 25	3. 8	
6	エヌ・ティ・ティ労 働組合	東京都	中労委	賃上げ等	2. 26	3. 11	
7	全日本建設交運一 般労働組合全国鉄 道本部	東京都	中労委	賃上げ等	2. 27	3. 14	西日本米子地方本部 (建交労鉄道)
8	全日本運輸産業労 働組合連合会	東京都	中労委	賃上げ等	2. 27	3. 15	因伯通運労働組合
9	全国労災病院労働 組合	東京都	中労委	統廃合反 対等	2. 28	3. 13	山陰労災支部
10	全日本空輸乗員組 合	東京都	中労委	賃上げ等	3. 4	3. 17	
11	日本私鉄労働組合 総連合会	東京都	中労委	賃上げ等	3. 4	3. 15	日ノ丸自動車支部
12	鳥取県医療労働組 合連合会	鳥取県	鳥取県	賃上げ等	3. 4	3. 14	鳥取医療生協労働組 合・メディコープと っとり労働組合・三 朝温泉病院労働組 合・米子医療生協労 働組合

番号	通 知 者		受付 労委	交渉事項	受付 月日	予告 月日	備 考
	名 称	所在地 (都道府県)					
13	KDD I 労働組合	東京都	中労委	賃上げ等	3. 7	3. 22	
14	全国港湾労働組合 連合会	東京都	中労委	協定の改 定等	3. 11	3. 22	
15	全済生会労働組合	埼玉県	中労委	賃上げ等	3. 18	4. 1	境港病院支部
16	A N A ウイングス 乗員組合	福岡県	中労委	安全運航 等	4. 5	4. 17	
17	全済生会労働組合	埼玉県	中労委	夏季一時 金等	5. 10	5. 23	境港病院支部
18	A N A ウイングス 乗員組合	福岡県	中労委	安全運航 等	5. 31	6. 11	
19	全日本港湾労働組 合日本海地方本部	新潟県	中労委	夏季一時 金等	6. 7	6. 25	境港支部
20	全済生会労働組合	埼玉県	中労委	年末一時 金等	10. 3	10. 18	境港病院支部
21	全国労災病院労働 組合	東京都	中労委	統廃合反 対等	10. 4	10. 25	山陰労災支部
22	全済生会労働組合	埼玉県	中労委	年末一時 金等	10. 4	10. 18	境港病院支部
23	鳥取県医療労働組 合連合会	鳥取県	鳥取県	年末一時 金等	10. 18	11. 7	鳥取医療生協労働組 合・メディコープと っとり労働組合・三 朝温泉病院労働組 合・米子医療生協労 働組合
24	A N A ウイングス 乗員組合	福岡県	中労委	安全運航 等	10. 28	11. 8	
25	全日本運輸産業労 働組合連合会	東京都	中労委	年末一時 金等	10. 31	11. 15	因伯通運労働組合
26	全日本空輸乗員組 合	東京都	中労委	勤務に関 する要求 等	11. 1	11. 16	
27	日本私鉄労働組合 総連合会	東京都	中労委	年末一時 金等	11. 12	11. 23	日ノ丸自動車支部
28	全日本港湾労働組 合日本海地方本部	新潟県	中労委	年末一時 金等	11. 12	11. 29	境港支部
29	全日本国立医療労 働組合	東京都	中労委	労働条件 改善等	11. 19	12. 2	

第6章 個別労働関係紛争の相談・あっせん

1 労働相談

(1) 対応状況

労働相談会における労働相談を含め、令和元年における対応状況は以下のとおりである。

ア 相談内容

件数 (重複集計)	相談内容 (重複集計) [件]				
	経営又は 人事 (解雇等)	賃金等 (未払い等)	労働条件等 (勤務時間等)	職場の人間関係 (嫌がらせ等)	その他
407	86	67	128	81	45

イ 対応状況

労働相談会における労働相談を含め、令和元年における対応状況は以下のとおりである。

件数 (実数集計)	対応状況 (実数) [件]			
	助言	法令の説明	あっせん 制度説明	他機関紹介
272	215	15	6	36

(2) 関係機関による日曜労働相談会の開催 (年3回、県内3地区一斉開催)

労働委員会の労働相談をPRして「労使ネットとっとり」の周知を図るとともに、平日における相談が困難な県民等に配慮し、労働問題に詳しい労働委員会の委員が直接助言を行う日曜労働相談会を開催した。なお、開催にあたってはいずれも県中小企業労働相談所 (みなくる鳥取・倉吉・米子)、日本司法支援センター鳥取地方事務所 (法テラス鳥取)、鳥取労働局、鳥取県社会保険労務士会及び鳥取県弁護士会と共催した。

ア 3月【島根県と開催】

東部	日時	平成31年3月3日 (日) 午前10時から午後3時まで
	会場	県民ふれあい会館 (鳥取市扇町)
	相談対応者	(公)三谷代理、(使)宮城委員
中部	日時	平成31年3月3日 (日) 午前10時から午後3時まで
	会場	県立倉吉未来中心 (倉吉市駄経寺町)
	相談対応者	(公)濱田会長、(労)本川委員
西部	日時	平成31年3月3日 (日) 午前10時から午後3時まで
	会場	国際ファミリープラザ (米子市加茂町2丁目)
	相談対応者	(公)門脇委員、(労)松崎委員

(参考) 島根県労働委員会の相談会：平成31年3月3日 (日) 出雲市内で実施

イ 6月【島根県と開催】

東部	日 時	令和元年6月30日（日）午前10時から午後3時まで
	会 場	県民ふれあい会館（鳥取市扇町）
	相談対応者	（公）三谷代理、（使）宮城委員
中部	日 時	令和元年6月30日（日）午前10時から午後3時まで
	会 場	倉吉市文化活動センター（倉吉市住吉町）
	相談対応者	（労）田中委員
西部	日 時	令和元年6月30日（日）午前10時から午後3時まで
	会 場	米子市福祉保健総合センターふれあいの里（米子市錦町）
	相談対応者	（公）門脇委員、（使）江尻委員

（参考）島根県労働委員会の相談会：令和元年6月30日（日）浜田市内で実施

ウ 10月【島根県と開催】

東部	日 時	令和元年10月27日（日）午前10時から午後3時まで
	会 場	県民ふれあい会館（鳥取市扇町）
	相談対応者	（労）安養寺委員、（使）和田委員
中部	日 時	令和元年10月27日（日）午前10時から午後3時まで
	会 場	倉吉未来中心（倉吉市駄経寺町）
	相談対応者	（使）宮城委員、（使）名越委員
西部	日 時	令和元年10月27日（日）午前10時から午後3時まで
	会 場	米子市公会堂（米子市角盤町2丁目）
	相談対応者	（使）江尻委員

（参考）島根県労働委員会の相談会：令和元年10月27日（日）松江市内で実施

（3）12時間労働相談（「労使ネットとっとり」労働相談週間事業）

労使ネットと通りの相談フリーダイヤル(0120-77-6010)にちなみ、その周知・PRを図るため、6月10日を「労使ネットとっとり」労働相談の日と称して、当該1週間について12時間の相談対応を行った。

日 時	令和元年6月3日（月）から6月7日（金）まで 午前8時から午後8時までの12時間
会 場	労使ネットとっとり（県庁第二庁舎7階 労働委員会事務局内）
相談対応者	事務局職員

2 個別労働関係紛争あっせん事件

令和元年中の新規申請は 35 件で、労働者からの申請が 34 件、使用者からの申請が 1 件であり、終結が 33 件、次年への繰越が 2 件であった。終結区分は解決 18 件、取下げ 6 件、打ち切り 9 件であった。

【あっせん事件一覧】

事件 番号	申請日 申請者	あっせん事項	開始日	終 結 日 終結区分	あっせ ん回数	処理 日数	あっせん員
30-30	H30 10. 17 労働者	復職に関する話し合い	H30 10. 18	H31. 3. 5 取下げ (関与解決)	3 回	108 日	(公)浦木 (労)本川 (使)稲井
30-34	11. 27 労働者	離職に関する話し合い	11. 28	1. 11 解 決	2 回	46 日	(公)三谷 (労)安養寺 (使)和田
30-36	12. 17 労働者	労働条件等に関する 話し合い	12. 17	1. 25 解 決	1 回	35 日	(公)山本 (労)安養寺 (使)宮城
31- 1	H31 1. 9 労働者	離職に関する話し合い	H31 1. 9	3. 26 取下げ (関与解決)	—	4 日	(公)濱田 (労)澤田 (使)稲井
31- 2	1. 28 労働者	未払い賃金に関する 話し合い	1. 29	2. 14 取下げ	—	18 日	(公)濱田 (労)松崎 (使)和田
31- 3	2. 8 労働者	雇用継続に関する話 合い	2. 12	3. 1 解 決	1 回	22 日	(公)門脇 (労)安養寺 (使)江尻
31- 4	2. 13 労働者	離職に関する話し合い	2. 14	3. 29 解 決	2 回	45 日	(公)石黒 (労)松崎 (使)竹上
31- 5	3. 1 労働者	解雇の撤回に関する 話し合い	3. 1	3. 22 打ち切り	—	22 日	(公)杉山 (労)本川 (使)江尻
31- 6	3. 3 労働者	配置転換に関する話 合い	3. 13	3. 22 取下げ	—	20 日	(公)山本 (労)田中 (使)稲井
31- 7	3. 7 労働者	再雇用に関する話し 合い	3. 7	3. 14 取下げ	—	8 日	(公)濱田 (労)澤田 (使)稲井
31- 8	3. 19 労働者	解雇に関する話し合い	3. 20	4. 14 解 決	1 回	27 日	(公)濱田 (労)澤田 (使)稲井
31- 9	3. 22 労働者	離職に関する話し合い	3. 25	4. 21 解 決	1 回	31 日	(公)浦木 (労)安養寺 (使)宮城

事件 番号	申請日 申請者	あっせん事項	開始日	終 結 日 終結区分	あっせ ん回数	処理 日数	あっせん員
31-10	4. 19 労働者	解雇に関する話し合い	4. 24	R 元 5. 24 取下げ	－	36 日	(公)松田 (労)本川 (使)和田
31-11	4. 22 労働者	労務管理の不備に関する話し合い	4. 24	6. 14 解 決	1 回	54 日	(公)門脇 (労)松崎 (使)竹上
R1-12	R 元 5. 9 労働者	復職に関する話し合い	R 元 5. 9	7. 25 打切り	2 回	78 日	(公)濱田 (労)澤田 (使)宮城
1-13	5. 10 労働者	離職に関する話し合い	5. 10	6. 27 解 決	1 回	49 日	(公)山本 (労)安養寺 (使)宮城
1-14	5. 30 労働者	退職金に関する話し合い	5. 31	8. 27 取下げ (関与解決)	－	90 日	(公)石黒 (労)松崎 (使)江尻
1-15	5. 31 労働者	職場環境に関する話し合い	5. 31	7. 22 打切り	1 回	53 日	(公)濱田 (労)澤田 (使)宮城
1-16	5. 31 労働者	職場環境に関する話し合い	5. 31	7. 22 打切り	1 回	53 日	(公)濱田 (労)澤田 (使)宮城
1-17	6. 7 労働者	復職に関する話し合い	6. 10	8. 8 取下げ (関与解決)	2 回	63 日	(公)三谷 (労)田中 (使)宮城
1-18	6. 11 労働者	離職等に関する話し合い	6. 11	6. 28 打切り	－	18 日	(公)河本 (労)本川 (使)和田
1-19	6. 13 労働者	離職に関する話し合い	6. 13	7. 6 解 決	1 回	24 日	(公)太田 (労)松崎 (使)竹上
1-20	6. 24 労働者	離職に関する話し合い	6. 25	8. 5 解 決	1 回	43 日	(公)門脇 (労)田中 (使)竹上
1-21	6. 30 労働者	離職に関する話し合い	7. 1	9. 20 打切り	1 回	83 日	(公)濱田 (労)本川 (使)和田
1-22	7. 1 使用者	離職に関する話し合い	7. 2	8. 28 打切り	1 回	59 日	(公)三谷 (労)池内 (使)和田
1-23	7. 29 労働者	離職に関する話し合い	7. 29	8. 18 解 決	1 回	21 日	(公)門脇 (労)本川 (使)竹上

事件 番号	申請日 申請者	あっせん事項	開始日	終 結 日 終結区分	あっせ ん回数	処理 日数	あっせん員
1-24	8. 22 労働者	離職に関する話合い	8. 22	10. 2 取下げ (関与解決)	－	42 日	(公)山本 (労)本川 (使)宮城
1-25	8. 30 労働者	賞与に関する話合い	8. 30	9. 27 打切り	－	29 日	(公)門脇 (労)松崎 (使)竹上
1-26	9. 9 労働者	配置転換に関する話 合い	9. 9	9. 17 取下げ	－	9 日	－
1-27	9. 9 労働者	離職に関する話合い	9. 9	10. 7 打切り	－	29 日	(公)杉山 (労)田中 (使)江尻
1-28	10. 21 労働者	ハラスメントに関す る話合い	10. 23	11. 25 解 決	1 回	36 日	(公)濱田 (労)田中 (使)名越
1-29	10. 27 労働者	ハラスメントに関す る話合い	10. 28	12. 4 解 決	1 回	39 日	(公)三谷 (労)安養寺 (使)和田
1-30	10. 28 労働者	復職に関する話合い	10. 28	11. 22 解 決	1 回	26 日	(公)濱田 (労)澤田 (使)名越
1-31	11. 5 労働者	離職に関する話合い	11. 5	12. 8 解 決	1 回	34 日	(公)杉山 (労)澤田 (使)竹上
1-32	11. 6 労働者	復職に関する話合い	11. 6	11. 21 取下げ	－	16 日	(公)三谷 (労)安養寺 (使)宮城
1-33	11. 7 労働者	離職に関する話合い	11. 7	12. 19 解 決	1 回	43 日	(公)山本 (労)本川 (使)宮城
1-34	12. 2 労働者	離職に関する話合い	12. 2	次年繰越			(公)濱田 (労)田中 (使)宮城
1-35	12. 6 労働者	離職に関する話合い	12. 9	次年繰越			(公)三谷 (労)安養寺 (使)和田

第7章 労使ネットとっとり（個別労使紛争解決支援センター）の活動

1 概況

人事労務管理の個別化や雇用形態の変化等に伴い、個々の労働者と事業主との間で労働関係上の紛争が増加していることを受け、個別労働紛争の未然防止を図り、迅速な解決を促進することを目的として、平成14年に「鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例」が施行され、この条例に基づいて鳥取県労働委員会による個別労働関係紛争あっせん制度が整備された。

労働委員会の「あっせん」と労働相談を分かりやすく利用しやすいものとするため、平成21年度からは労働委員会内に「個別労使紛争解決支援センター」を設置し、これに「労使ネットとっとり」の愛称をつけ、県民に直接届く情報提供に努めている。

令和元年末までに400件を超えるあっせんを取扱っているが、労働委員会が行う労働相談や「あっせん」等に対する県民の認知度はいまだ高いとは言えないのが現状である。

このため、以下の広報基本方針を定め、可能な限り幅広い広報手段を通じて、個別労使紛争解決支援機関としての「労使ネットとっとり」の労働相談受付や「あっせん」等について、県内に働く一人ひとりの労働者や事業主に届くよう積極的な周知に努めた。

2 周知広報活動

（1） 広報の基本方針

ア 広報内容

個別労使紛争解決支援機関としての「労使ネットとっとり」の存在に加えて、その特長である、①公益側委員、労働者側委員、使用者側委員の三者構成のあっせん員が調整の任に当たること、②あっせん員・事務局職員が現地に出向く現地主義であること、③解決が見込まれる場合には（時間や回数の制限なく）何度でもあっせんを行うことの3点と、これまでの解決率、平均処理日数、被申請者の参加率等の実績についても広報・PRする。

イ 集中広報期間等

「労使ネットととりの日」（平成24年6月13日第1107回総会決定）の6月10日がある6月、全国労働委員会連絡協議会の「個別労働関係紛争処理制度周知月間」である10月に集中的に広報を行うとともに、該当月については、地方紙の発行エリア、民放テレビ、ラジオのローカル局の放送エリアが重なる島根県と共同した広報・PR活動を行う。

ウ 広報媒体等

- 引き続き可能な限り多くの広報媒体の利用を検討するとともに、リーフレットの作成や、新聞へのまんが広告の掲載、県庁舎等への懸垂幕・横断幕の掲出等、県民により親しみやすい方法で広報する。
- 県内の高校で卒業を控えた高校3年生に対して、県中小企業労働相談所発行の冊子「THE社会人」と併せて労使ネットととりのクリアファイルを配布するなど、「未来の労働者」に対する労働教育、紛争の未然防止等の観点からPRをしていく。
- 県民や事業者に労働委員会の個別労働関係紛争あっせん制度や、労働相談の認知度を一層

高めることを目的として、「労使ネットとっとり」啓発ステッカーを作成し、県庁舎等の公共施設や掲示協力企業に送付する。ステッカーを身近な場所に掲示することで、労働者・事業者、若年世代が親しみをもつとともに職場環境の改善等に対する関心を高める。

(2) 主な周知広報活動

ア 労働相談会・労働相談週間の取組み

- ①関係機関による日曜労働相談会の開催（年3回、県内3地区一斉開催）
「第6章 個別労働関係紛争の相談・あっせん 1（2）」にて詳細記載
- ②「労使ネットとっとり」労働相談週間（6月）
「第6章 個別労働関係紛争の相談・あっせん 1（3）」にて詳細記載

イ 労働相談会・労働相談週間等の周知広報活動

①リーフレット・ティッシュの街頭での配布

集客施設の来場者に対し、日曜労働相談会の実施や関係機関の個別労働関係紛争処理関係機関の各相談窓口を紹介するチラシが入ったティッシュペーパーを配布し、「労使ネットとっとり」の周知を図った。なお、一斉配布の実施に当たっては、県商工労働部雇用人材局及び県中小企業労働相談所（みなくる）、日本司法支援センター鳥取地方事務所（法テラス鳥取）、社会保険労務士会と連携して行った。

○6月 街頭PR

東 部	日 時	令和元年6月8日（土）午前9時から正午まで
	会 場	イオン鳥取北店（鳥取市晩稲）
	配 布 者	（公）三谷会長代理、（労）安養寺委員、事務局職員
中 部	日 時	令和元年6月8日（土）午前10時から午後1時まで
	会 場	倉吉パープルタウン及び新あじそうパープル店（倉吉市山根）
	配 布 者	（公）濱田会長、（労）澤田委員、事務局職員
西 部	日 時	令和元年6月8日（土）午前9時から正午まで
	会 場	イオン日吉津店（日吉津村日吉津）
	配 布 者	（公）杉山委員、（使）竹上委員、事務局職員

○ 10月街頭PR

東 部	日 時	令和元年 10 月 12 日（土）午前 9 時から正午まで
	会 場	イオン鳥取北店（鳥取市晩稲）
	配 布 者	（公）浦木委員、（使）和田委員、事務局職員
中 部	日 時	令和元年 10 月 12 日（土）午前 10 時から午後 1 時まで
	会 場	倉吉パープルタウン及び新あじそうパープル店（倉吉市山根）
	配 布 者	（労）田中委員、事務局職員
西 部	日 時	令和元年 10 月 12 日（土）午前 9 時から正午まで
	会 場	イオン日吉津店（日吉津村日吉津）
	配 布 者	（労）松崎委員、（使）竹上委員、事務局職員

（参 考）鳥根県労働委員会の街頭PR実施状況
令和元年 10 月 2 日（水）JR 松江駅前（松江市朝日町）

②新聞広告（鳥取県からのお知らせ）

地区	掲載日	媒 体	告 知 内 容
全域	令和元年 10月20日（日）	日本海新聞	フリーダイヤル・労働相談 10月27日（日）日曜労働相談会

③新聞タウン情報誌

地区	日程	媒体	告知内容
鳥取県内全 域、鳥根県安 来市、兵庫県 但馬地方	2 月 14 日（木）	日本海新聞 タウン情報誌 「うさぎの耳」	労使ネットととりの周知 （フリーダイヤルでの相談） 3 月 3 日（日）日曜労働相談会
〃	6 月 13 日（木）	〃	〃 6 月 30 日（日）日曜労働相談会
〃	10 月 10 日（木）	〃	〃 10 月 27 日（日）日曜労働相談会

労働相談会

パワハラ・セクハラ
解雇・配置転換など…
職場の悩み

10月27日

10:00~15:00

事前予約優先（当日受付は先着順）

無 料

秘密厳守（匿名可）

場 所

東 部 県民ふれあい会館
鳥取市扇町21

中 部 倉吉未来中心
倉吉市駄経寺町212-5

西 部 米子市公会堂
米子市角盤町2-61

労働問題に詳しい
専門家が対応！
（弁護士・社会保険労務士など）

労働者・雇用主、
どなたでもご相談
いただけます



聞くソウくん
労働ネットととり
マイコトキョウスター

予約・問合せ先

以下のフリーダイヤルにお電話いただくか、パソコン・スマートフォン等から、とりネット（県ホームページ）にアクセスいただき、電子申請によりお申込みください。
【ホームページ】<https://www.pref.tottori.lg.jp/roui/> 【労働ネットととり】

労使ネットととり

0120-77-6010

10月27日（日）相談会当日の連絡先：090-7778-2109

●場所：鳥取市東町1丁目271（鳥取県庁第2庁舎7階） ●受付：平日8:30～17:15

【共催機関】鳥取県弁護士会、鳥取労働局、法テラス鳥取、鳥取県社会保険労務士会、鳥取県中小企業労働相談所みなくる

④テレビ・ラジオ番組への出演

○NHKとっとり放送局放送「いろ☆どり」への出演

放送日時	出演者	PR内容
令和元年6月21日(金) 午後6時10分から	(労)安養寺委員、 事務局職員	日曜労働相談会(6月30日(日))

⑤懸垂幕・横断幕の掲出

地区	場 所	媒 体	掲出期間	告 知 内 容
東 部	県議会棟 (鳥取市東町)	横断幕	6月3日(月)から 6月28日(金)まで 10月1日(火)から 10月31日(木)まで	全国共通キャッチフレーズ 「ご存じですか？労使ネットとっとり ～雇用のトラブル まず相談～」 労使ネットととりのロゴマーク 相談フリーダイヤル
中 部	中部総合事務所 (倉吉市東巖城町)	懸垂幕	6月3日(月)から 6月28日(金)まで	
	倉吉未来中心 (倉吉市駄経寺町)		10月1日(火)から 10月31日(木)まで	
西 部	米子市宮武道館 (米子市糺町)	横断幕	6月3日(月)から 6月28日(金)まで	
			10月1日(火)から 10月31日(木)まで	

⑥その他相談会の周知広報活動

○市町村広報紙におけるお知らせの掲載

○関係機関に対するチラシの配布

※電子申請による予約用のQRコードを掲載

〔主な配布先〕国、県、市町村窓口（労働関係、相談関係等）、図書館、社会福祉協議会、労働者団体（労働組合等）、使用者団体（経営者協会、商工会議所、商工会、青年会議所等）、大学・専門学校、県内高等学校・特別学校等（就職希望の卒業生に対して配布）

○県内コンビニエンスストア「鳥取県情報コーナー」におけるチラシの配架

○県政記者クラブに対する報道資料提供

○関係各所の関係機関広報誌またはホームページでの告知依頼

〔主な依頼先〕市町村、共催機関、労働関係団体、経営者団体等

○労使ネットとっとり公式ホームページによる告知

県内の労働関係機関が合同開催！！

労働相談会

10月27日(日)

午前10時～午後3時まで

県内3箇所
(東・中・西部)
一斉に開催！！
(詳しくは本チラシで
ご確認ください)

★連絡先 労使ネットとっとり

0120-77-6010

無料！！
秘密厳守！

<予約用QRコード>

<チラシ QRコード>

(ウ) 労働相談窓口の周知ステッカーの作成及び掲示

地 区	作成枚数	掲示箇所	周 知 内 容
全 域	周知ステッカー (2種類、計10,000枚)	トイレ、洗面所周辺等の利用 者の目に届きやすい場所	労使ネットとっとり フリーダイヤル

当労働委員会の実施する労働相談の窓口を広くPRするため、平成28年に周知ステッカーを作成し、令和元年も引き続き県内の公共施設等に掲示の依頼を行った。

※なお、県知事賞を受賞した「聞くゾウくん」を鳥取県労働委員会個別労使紛争解決支援センター（愛称「労使ネットとっとり」）の公式マスコットキャラクターとして活用

ver.1「あなたの話を聞くけんね」  公共施設用	ver.2「職場を笑顔いっぱいにしようで」  事業所用
---	--

〔掲示先〕

1 公共施設

県庁（本庁舎、中部総合事務所、西部総合事務所、東部庁舎、八頭庁舎、県立ハローワーク）、市町村役場（北栄町以外）、とりぎん文化会館、米子コンベンションセンター

2 県内企業・店舗

株式会社いない、イオンリテール株式会社（イオン日吉津店、イオン米子駅前店、イオン鳥取北店）、株式会社ポプラ、株式会社ファミリーマート、鳥取市役所、株式会社サンマート 等



<とりぎん文化会館>



<鳥取県庁>

(エ)「未来の労働者・使用者（県内高校生）」向けの広報

クリアファイルの配布（未来の労働者・使用者である高校生向け啓発）

地 区	日 程	媒 体	告 知 内 容
全 域	12月中旬	クリアファイル5,700部	労使ネットとっとり周知 フリーダイヤル・労働相談

未来の労働者・使用者に対する労働紛争の未然防止、労働教育に役立つよう、就職・進学を控えた県内の高校3年生全員に対し、県中小企業労働相談所（みなくる）の「THE社会人」に併せて労使ネットと通りのクリアファイルを配付し、「労働関係の専門機関」としての周知を図った。

(オ) その他

10月には全国労働委員会連絡協議会における、個別労働関係紛争処理制度周知月間であり、前記（１）及び（２）の周知活動のうち、10月に実施した取組みは共同PR事業として位置づけている。

3 出前講座

これから社会に出ていく高校生や大学生などの、未来の労働者又は事業主に対する労働教育、労使紛争の未然防止及び労働委員会の認知度向上を目的として、高校生・大学生等を対象に行う出前講座を令和元年に2回開催した。

(1) 鳥取県立鳥取緑風高等学校における出前講座

日程：令和元年7月24日（水）

場所：鳥取緑風高等学校視聴覚室

講師：（使）和田委員、（労）田中委員

参加者：生徒26名、教諭

【概要】

最初に、和田委員から「長年、製造メーカーに勤務し教えられたことや気づいたこと」と題して、「見えないものほど大切に」、「目標の必要性」、「コミュニケーションの取りかた」など、これまでの御自身の経験に裏打ちされた、社会人として成長する上で大事にすべきことについて、様々なアドバイスを行い、次に、田中委員から「働くときの基本ルール」と題して、「THE社会人 働く若者のルールブック」の小冊子を参照しながら、ワークルールについてのクイズなどを交え、社会人になる・働く際に知っておくべきことについて、わかりやすく説明し、生徒は熱心に聞き入っていた。



経験に裏打ちされたアドバイス



わかりやすいワークルールの説明

(2) 鳥取県立青谷高等学校における出前講座

日程：令和元年12月6日（金）

場所：青谷高等学校大研修室

講師：（労）田中委員

参加者：生徒85名、教諭

【概要】

パワーポイント及び「THE社会人 働く若者のルールブック」の小冊子を用いながら、ワークルールについてのクイズなどを交え、社会人になることや働くことの意義、「労働条件通知書」や「就業規則」を確認することの大切さ、今後、困ったり悩んだりしたときの相談窓口の活用の仕方など、これから働く際に知っておくべきことについて、わかりやすく説明し、生徒は熱心に聞き入っていた。



大研修室での講義風景



ブラック企業についての説明

4 労働紛争予防セミナー

〔期日等〕

期 日 平成 31 年 3 月 12 日（火）

場 所 とりぎん文化会館 2 階 第 2 会議室（鳥取市尚徳町 1 0 1－5）

参加者 鳥取県労働委員会委員・あっせん員候補者、労使関係団体、関係機関ほか

〔講演〕

講 師 島根電工株式会社代表取締役社長 荒木 恭司 氏

演 題 「働き方改革こそ成長戦略～社員と共に伸びる会社づくり～」

〔概要〕

社員とその家族が一番大切であると考え、「期待をこえる感動を！」をスローガンに社員を育て、新しい仕事や顧客を創っていった島根電工の取組について、具体例を挙げながら講演がなされた。

国を挙げて「働き方改革」が提唱され、経営者・労働者双方の意識や姿勢の変革が求められているこの時代に、週 3 日のノー残業デーやプレミアムフライデーの実施など大胆に仕組みを変えて、業績を伸ばしている企業の実践事例を具体的に示した本講演に対し、参加者からは、

- ・働き方改革という時宜を得たテーマであり、大変参考になった。
- ・実際に取り組まれている内容の話だったので、とても分かりやすかった。
- ・講師のお話がとても興味深く、一人の労働者としての心構えを考えることができた。
- ・経営者の理念の大切さがわかった。
- ・誰にでもわかりやすい内容で良かった。機会があればまた参加したい。

など、大きな反響があった。



5 個別労働紛争解決制度関係機関の連携

個別労働関係紛争解決制度を運用している機関・団体が連携して、以下の取組を実施した。

(1) 関係機関による日曜労働相談会の開催（年3回、県内3地区一斉開催）

「第6章 個別労働関係紛争の相談・あっせん 1 (2)」にて詳細記載

(2) 労働紛争予防セミナー

前掲「4 労働紛争予防セミナー」のとおり

(3) 鳥取労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会定例会議

個別労働関係紛争解決制度を運用している機関・団体が、それぞれの制度の運用状況等についての情報交換や円滑な連携のための方策等について協議・実施することにより、各機関・団体との連携強化を図り、もって労働関係紛争の解決の促進に資することを目的としてこれらの機関・団体を構成員とする連絡協議会を組織し、原則年1回の定例会議を開催することとしている。本年は以下のとおり開催した。

ア 日時

令和元年7月23日（月）

イ 場所

鳥取労働局（鳥取市富安）

ウ 会議内容等

- (ア) 各機関で運用している労働相談、個別紛争解決制度の概要及び平成30年度を中心とした実施状況
- (イ) 協議会合同研修会の実施について（実施の要否）
- (ウ) 各機関における不調事案の処理にかかる検討
- (エ) 各機関からの協議事項
- (オ) 意見交換等

エ 概要

鳥取地方裁判所、鳥取県商工労働部、鳥取県中小企業労働相談所、日本司法支援センター鳥取地方事務所、鳥取県弁護士会、鳥取県社会保険労務士会、鳥取労働局、鳥取県労働委員会が参加し、各機関・団体で運用している労働相談、個別労働紛争解決制度等の運用状況についての情報交換を行ったほか、鳥取県弁護士会からの協議事項として、今後増加していくと思われるパワハラについての相談について、どのように各相談機関で役割分担し、適切に対応していくかについて意見交換を行った。本年度からの新規協議事項としては、鳥取県労働委員会と鳥取労働局から個別労働紛争におけるあっせん打ち切り事案を提出し、その処理にかかる検討を行った。また、各機関の相談員のスキルアップを目指し、協議会合同研修会を今後実施することが決定された。

6 委員寄稿文

(1) 労委労協（2019年3月号）鳥取県労働委員会労働者委員寄稿

<会員交流>

原点は「男女平等参画社会」

澤田 陽子（鳥取県労働委員会労働者委員）

労働者委員に就任し、あっという間の1年8カ月でした。当初、鳥取県はあっせん件数が全国で一番多いということも知らなかった私です。さらに、和解に向けた取り組みの中で、事件をお金で解決するというのも何となく嫌でした。そもそも、「あっせん」そのものを知らないということが一番の不安でした。

私の住む町も中小企業が多く、労働組合の無い職場で働く労働者は、会社で困ったことがあったら、どこに・誰に相談するのがわかりません。改めて労働組合の必要性を感じました。

私自身の労働組合の原点は「男女平等参画社会をめざして」だったと思います。1985年に制定された男女雇用機会均等法の前後は、女性を取り巻く運動も大いに盛り上がりましたが、当時に支えた人たちの退職や引退後に、つながる運動の盛り上がりを何か残していかななくては、そんな思いの中で労働組合の男女平等に取り組みました。

職場の中で、地域の中で、労働組合の中で男女平等になっていない現実に腹立たしさを覚え、家庭の中は特に大変でした。

男性が就労、女性が家事・育児という性別役割分担が「常識」であった時代から「男女がともに担う」時代へと、確実に社会を動かしてきた運動があり、この運動の歴史に学び、さらに女性の力を生かせる時代へと切り拓いていくことが望まれます。しかし自ら手を挙げて役員になる人は、今も昔もそうはいません。

自治労鳥取県本部の執行委員長時代に他県の女性役員から「どうしたら委員長になれたの?」「なったの」ではなく「なれたの?」と聞かれることが何度もありました。答えは決まっています。「鳥取の男性役員が本気で女性の登用を考えたからです」「男女平等参画を流行語で終わらせてはいけない」と考える男性役員がいたからです。

まだまだ、組織のトップは男性が占めています、私はトップが向いている方向に男女平等があるか、そうでないかで決まると思っています。

鳥取県は男女共同参画に力を入れております。あらゆる分野で男女共同参画の意思を持って取り組んでいます。ちなみに鳥取県労働委員会は公益委員・労働者委員・使用者委員各5人のうちそれぞれ2人は女性です。労働委員会の会長も一番若い女性です。

先日、定例総会終了後に女性委員6人と事務局の女性スタッフ3人でちょっと有名になった「大江ノ郷自然牧場」までパンケーキを食べに行きました。とても和やかに楽しい時間を過ごすことができました。物事を進めるにあたって人とのかかわりが大切です。当たり前のようになかなか出来ないこともあるのですが、これからも大切にして行きたいと思っています。

ここで、冒頭のあっせんに対する不安を解消するためにちょっと良かったことについて触れてみます。

事件を担当する前に先輩（年齢ではなく委員経験年数）のあっせんを傍聴させていただきま

した。これが、私にとって初めての生の研修でした。事件の内容が見えたとき、申請者はこれで納得するのだろうか、被申請者は提示された金額を支払うのだろうか、心配でした。さすがに公労使のチームプレイも良く和解となりました。事件の担当を受ける前に傍聴することができて非常に良かったと思っています。

2回目となる研修は、公労使委員個別紛争専門研修(東京中野サンプラザ)でした。グループディスカッションの参加者の中には、労使とも歩み寄りに大きな苦勞をしていると話す人、申請者側が落ち度があったとは認めたくないと言っていて長時間になりしんどい、などなど苦勞話が出されていました。この時、私はすでに6件の事件で成功事例を持つての参加者だったので、発言を求められたときも自信を持って発言することができました。

労働者が、あっせん申請をしようか、やめようか悩んでいる日々は大変であつただろうと思いますが、「勇気を出して、相談してよかった」と言って帰る申請者の姿に、明日があると思います。

最後に、「私と労働組合」について前段で触れていますが、労働組合を通して「男女平等参画」に取り組むことが出来ました。働く女性の人権に向き合うことができたと思っています。連合は間もなく結成30周年を迎えますが、結成当初から、労働運動をはじめあらゆる分野に女性の積極的な参加を進め、男女平等の社会の実現をはかることを基本目標に掲げ、社会のあらゆる分野での男女平等の実現、働く女性の雇用・労働条件の向上、母性保障の充実、社会環境の改善に取り組む。このため労働組合への女性の積極的な参加を進め、男女平等の社会づくりをめざした活動を進める。このことを結成されたばかりの連合は、当初から男女平等参画の課題に積極的に取り組んでいくことを重要な柱としていました。30年たった今も続く課題です。

全国的に実施した労働相談ダイヤルをはじめ、女性の労働相談など、相談内容の多くはさまざまなハラスメントです。パワーハラスメントが原因で自死に至ったケースもありました。

セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメントはすでに法律で事業主に対して防止措置が義務付けられていますが、これまでパワーハラスメントの定義を定めた法律はありませんでした。

女性活躍推進法の施行3年後の見直しについて、通常国会にはパワーハラスメントを防ぐための法律が提出される見込みです。

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の法制度は、企業における働きやすい職場環境整備への柱となります。

私たちは、「まっとうな」社会で働き、生きて行きたい。そんな細やかな願いのため、明日の見える男女平等社会を実現したいと願っています。

第8章 今後の労働委員会の在り方検討

1 今後の労働委員会の在り方検討概要

平成30年11月8日、9日に開催された第73回全国労働委員会連絡協議会（以下「全労委協議会」という。）の総会において「都道府県労働委員会が直面する諸課題の共有とその解決に向けた検討組織の設置について」が議題として討議され、議題の議長の取りまとめ及び会長の閉会挨拶において「全国労働委員会連絡協議会運営委員会（以下「運営委員会」という。）で検討の場を設けて協議してほしい」旨の発言があった。

その後に開催された運営委員会において、「今後の労働委員会の在り方検討小委員会」（以下「小委員会」という。）を設置し開催することが決定された。併せて、各都道府県労働委員会（以下「都道府県労委」という。）の公労使委員及び事務局長から意見募集を行うこととされた。

また、議論すべき検討事項について整理するとともに議論を深めておくなどにより小委員会の効率的な議論展開に資するため、小委員会の下に、「今後の労働委員会の在り方作業チーム」（以下「作業チーム」という。）が設置された。

鳥取県労働委員会公労使委員及び事務局長は、第73回全労委協議会総会終了後から第75回全労委協議会総会終了までの間、中国ブロックの全労委連絡協議会運営委員及び連絡幹事となっている。

このため、中国ブロック各県の了解を得て、小委員会の公労使委員及び作業チームのメンバーとして会議に参加した。

その成果は、第74回全労委協議会総会において「中間整理」として報告された。

小委員会及び作業チームの開催状況及び出席者は、次のとおりである。

年 月 日	会 議 名 称	出 席 者
平成 31 年 2 月 18 日	第1回 作業チーム	安本事務局長
平成 31 年 3 月 11 日	第2回 作業チーム	安本事務局長
平成 31 年 3 月 18 日	第1回 小委員会	三谷代理、田中委員、宮城委員
平成 31 年 3 月 18 日	第3回 作業チーム	安本事務局長
平成 31 年 4 月 22 日	第4回 作業チーム	森本事務局長
令和 元年 5 月 13 日	第5回 作業チーム	森本事務局長
令和 元年 5 月 29 日	第2回 小委員会	濱田会長、田中委員、宮城委員
令和 元年 5 月 29 日	第6回 作業チーム	森本事務局長
令和 元年 8 月 26 日	第7回 作業チーム	入江事務局次長
令和 元年 9 月 26 日	第8回 作業チーム	森本事務局長
令和 元年 10 月 7 日	第3回 小委員会	濱田会長、田中委員、宮城委員
令和 元年 10 月 7 日	第9回 作業チーム	入江事務局次長

2 第74回全労委協議会総会

令和元 11 月 14 日、15 日に開催された第 74 回全労委協議会の総会において「今後の労働委員会の在り方検討小委員会中間整理」が森戸英幸小委員長（中労委公益委員）から報告された。

その後、第 1 議題において取り上げられ、全国から各側 3 名、さらに会場から 3 名の意見発表が行われた。

これらの意見も踏まえて、さらに検討をすすめることとされている。

なお、第 1 議題において、名越あけみ委員が中国ブロック使用者委員として、意見発表を行った。発言要旨は次のとおりである。

○名越委員発言要旨

皆さん、こんにちは。

私は、鳥取県労働委員会で使用者委員を務めております、名越あけみと申します。

私は今年の 7 月に委員になったばかりの新人でございますが、女性委員の発表をと要請があり、先輩委員の皆様からのご指導を受けて、鳥取県労働委員会を代表して発表させていただきます。

まず、中間整理に対する具体的な意見を申し上げる前に、この問題における鳥取県労働委員会のこれまでの対応をご紹介します。

今後の労働委員会の在り方検討小委員会の設置が決まった昨年の総会に先立ち、昨年の 3 月、兵庫県労働委員会事務局と、滋賀県労働委員会事務局から、それぞれ職員の方がお見えになり、鳥取県労働委員会の総会で、近畿ブロックの抱える問題意識を直接伺う機会がございました。

また、昨年 5 月に、中国地区労働委員会連絡協議会総会を鳥取県で開催し、その際、兵庫県労働委員会の滝澤会長を講師にお迎えし、労働委員会の制度的課題のうち、不当労働行為の管轄について、労働組合の資格審査についてなど、ご講演いただきました。さらに、この総会では、中国各県労働委員会で、労働委員会制度の問題点や課題について、意見交換を行っております。

このような機会を得て、中国ブロック各県労働委員会は、近畿ブロックの問題提起を理解し、ある程度の時間をかけて検討できたのではないかと考えています。

ここで、中間整理についての所感を述べたいと思います。

まず、この 1 年間、精力的に検討をされてこられました小委員会の委員の皆様のご努力に敬意を表します。鳥取県の公労使各委員が会議に出席したり、資料を読み込んでいる姿を近くで拝見しており、全国の委員の皆様や事務局を務めて頂いている中央労働委員会事務局の皆様には、本当に感謝のひとつにつきます。

この 1 年間で、具体的な検討に至っていないことは、少し残念に思いますが、全国の労働委員会から「当面検討を行う項目の候補」があげられ、ある程度絞り込みされていますので、今後、具体的な議論が行われることを期待いたします。特に、労働委員会に求められる役割、それが果たされるために必要なことを中心に、議論が行われることも願っております。

また、今後の検討の方向性についてです。

「中間整理」の 11 ページで、検討の方向性は、4 つの分類に分けられています。最初の 2 項目、法律・政令や労働委員会規則のいわゆる法令の改正を必要とするものは、全国的に検討、

議論し、結論を出していく必要があることは理解できます。

今、私たち委員にとって重要なのは、第3、第4の項目、すなわち、運用により対応しうるものについての捉え方ではないでしょうか。

各労働委員会は、「議論より実行」を求められているということではありませんか。

中間整理では、運用により対応しうるものの一つに、労働委員会の認知度向上を図る方策があげられています。以前、活性化検討委員会でも議論され、今回のご意見にもありました、愛称、シンボルマーク、ステッカー、マスコットキャラクターの設定、活用があります。地方財政が厳しい中で、新たな取組みを始めたり、拡充したりすることは難しい面があると思います。そこで、他県が行っている事例を検討するのも新たな取組みを始める効率的な方法の一つだと思います。ここで、今一度、鳥取県労働委員会の取組みで効果が出ていると思われるものを二つ紹介いたします。ご参考になれば幸いです。

まず、第66回全労委総会で、私の前任である、稲井幾子委員が紹介いたしました、「労使ネット・とっとり」という愛称とロゴマークです。第69回全労委総会では、当時の太田正志鳥取労働委員会会長が「労使ネット」の愛称は、汎用性が高く、訴求力のある情報ツールであり、全国の労働委員会でも「労使ネット〇〇」、例えば「労使ネット・ふくしま」、「労使ネット・にいがた」などと活用いただければ、労働委員会が集団的労使紛争のみならず、個別労働紛争処理を担う機関としても一体感をもたせた周知が図られ、活性化にも資するのではないかと発言しています。皆様、どうでしょうか、労働委員会の知名度が低いと嘆くより、まずは「労使ネット〇〇」という馴染みやすい愛称を使い始めてみませんか。

次に、効率化の事例をもうひとつご紹介いたします。平成21年から22年にかけて、鳥取県出身の漫画家水木しげる先生の「ゲゲゲの鬼太郎」のポスターを全労委の共同PR事業として作成し、希望された労働委員会には鳥取県より配布を行いました。全国の労働委員会が、他県のアイデアやツールを取り入れることは、それぞれの効率化に大いに役立つものだと思います。今回は、私共の委員会が行っている労働委員会の認知度を高める方策に再度お耳を拝借いたしました。「議論より実行」、運用で対応できるものは、在り方検討の結果を待たずに、今すぐにも行動に移すことをこの場をお借りして提案いたします。

最後に、この中間整理の取りまとめを機に、さらなる議論が進み、来年の総会では、議論の成果がはっきりと見える形で提示されることを期待し、関係の皆様の一層のご努力をお願いして、私の発表といたします。ご清聴、ありがとうございました。

3 第74回全労委協議会総会後の動向

第74回全労委協議会総会后、令和元年中には次のとおり会議が開催された。

年 月 日	会 議 名 称	出 席 者
令和 元年 1 2 月 5 ～ 6 日	第10回 作業チーム	入江事務局次長
令和 元年 1 2 月 1 6 日	第11回 作業チーム	入江事務局次長

資 料

名簿

1 第47期鳥取県労働委員会委員名簿	49
2 鳥取県労働委員会あっせん員候補者名簿	50
3 事務局職員名簿	52

条例、要綱、申合せ事項等

〔組織・運営〕

1 鳥取県労働委員会の運営に関する規則	53
2 鳥取県労働委員会幹事会設置要綱	54
3 鳥取県労働委員会情報公開調整委員会設置要綱	55
4 鳥取県労働委員会個人情報保護調整委員会設置要綱	56
5 業務協力・交流協約書	57

〔審査〕

1 不当労働行為審査に関する申合せ	58
2 鳥取県労働委員会告示第2号	61
(平成17年3月18日付鳥取県公報第7670号)	

〔調整〕

鳥取県労働委員会あっせん員候補者に関する内規	62
------------------------	----

〔個別労働関係紛争の相談・あっせん〕

1 鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例	64
2 鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則	67
3 個別労働関係紛争のあっせんの手続に関する実施要領	69
4 個別労働関係紛争のあっせんの手続に関する実施要領第16条の規定に基づくあっせん手続の取扱いについて	72
5 鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例等に基づく事務の一部を労働委員会に委任する規則	73
6 鳥取県労働委員会個別労働関係紛争あっせん員候補者に関する内規	74
7 知事の権限に属する事務（あっせん申請書の受理）の委任及び補助執行について	76
8 知事の権限に属する事務（労働相談）の補助執行について	77
9 鳥取県労働委員会個別労使紛争解決支援センター設置要綱	78
10 鳥取労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会要綱	80
11 労働相談・個別労働紛争解決ネットワーク一覧表	81

事件処理件数等

1 年別事件件数調	82
2 年別事件処理件数調	
(1) 審査事件	83
(2) 調整事件	85
(3) 個別労働関係紛争あっせん事件	86
3 年別地区別事件件数調	88
4 労働相談対応状況	89
5 「鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例」の施行状況	90

中央労働委員会及び都道府県労働委員会所在地一覧	91
-------------------------	----

※資料は原則として令和元年12月31日現在とした。

名簿

1 第47期鳥取県労働委員会委員名簿

(任期：令和元年7月10日から令和3年7月9日まで)

(令和元年12月31日現在)

区分	氏 名	現 職 等	備考
公益委員	(会長) 濱 田 由 紀 子	弁護士	
	(会長代理) 三 谷 裕 次 郎	弁護士	
	浦 木 恵 子	臨床心理士	
	門 脇 裕 之	特定社会保険労務士	
	杉 山 尊 生	弁護士	
労働者委員	安 養 寺 淑 枝	(元) トミタ電機労働組合執行役員	
	澤 田 陽 子	全日本自治団体労働組合鳥取県本部特別執行委員	
	本 川 博 孝	日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長	
	田 中 穂	日本労働組合総連合会鳥取県連合会事務局長	
使用者委員	和 田 好 生	(元) 鳥取三洋電機株式会社代表取締役社長	
	名 越 あ け み	株式会社ホテルセントパレス倉吉常務取締役	
	江 尻 敏 美	共和水産株式会社顧問	
	竹 上 順 子	株式会社インタープロス代表取締役	
	宮 城 定 幸	一般社団法人鳥取県経営者協会専務理事	

(労働者委員が1名欠員)

委員の異動

区分	氏 名	任命年月日	退任年月日
使用者	稲 井 幾 子	平成13年 3月27日	令和元年 7月9日
労働者	松 崎 浩 哉	平成27年 5月13日	令和元年 10月31日
使用者	名 越 あ け み	令和元年 7月10日	

2 鳥取県労働委員会あっせん員候補者名簿

(任期：令和元年7月10日から令和3年7月9日まで)

(令和元年12月31日現在)

氏 名	現 職 等	備 考
石 黒 豊	(元) 鳥取県議会議員 (元) 鳥取県労働委員会委員	
浦 木 恵 子	臨床心理士 鳥取県労働委員会公益委員	
太 田 正 志	弁護士 (元) 鳥取県労働委員会委員	
門 脇 裕 之	特定社会保険労務士 鳥取県労働委員会公益委員	
河 本 充 弘	弁護士 (元) 鳥取県労働委員会委員	
杉 山 尊 生	弁護士 鳥取県労働委員会公益委員	
長 井 い ず み	鳥取地方裁判所民事調停委員 税理士	
濱 田 由 紀 子	弁護士 鳥取県労働委員会公益委員 (会長)	
三 谷 裕 次 郎	弁護士 鳥取県労働委員会公益委員 (会長代理)	
山 本 信 善	(元) 倉吉簡易裁判所裁判官	
安 養 寺 淑 枝	(元) トミタ電機労働組合執行役員 鳥取県労働委員会労働者委員	
池 内 保 子	(元) 日本労働組合総連合会鳥取県連合会女性委員会事務局長 (元) 鳥取県労働委員会委員	
澤 田 陽 子	全日本自治団体労働組合鳥取県本部特別執行委員 鳥取県労働委員会労働者委員	
田 中 穂	日本労働組合総連合会鳥取県連合会事務局長 鳥取県労働委員会労働者委員	
本 川 博 孝	日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長 鳥取県労働委員会労働者委員	
山 崎 睦	全日本運輸産業労働組合連合会鳥取県連合会執行委員長	
若 槻 千 鶴	日本私鉄労働組合総連合会日ノ丸自動車支部執行委員	

氏 名	現 職 等	備 考
稲 井 幾 子	株式会社いない代表取締役会長 (元) 鳥取県労働委員会委員	
江 尻 敏 美	共和水産株式会社顧問 鳥取県労働委員会使用者委員	
柴 田 耕 志	倉吉商工会議所事務局長	
竹 上 順 子	株式会社インタープロス代表取締役 鳥取県労働委員会使用者委員	
名 越 あ け み	株式会社ホテルセントパレス倉吉常務取締役 鳥取県労働委員会使用者委員	
林 浩 志	鳥取商工会議所事務局長	
宮 城 定 幸	一般社団法人鳥取県経営者協会専務理事 鳥取県労働委員会使用者委員	
山 根 淳 史	米子商工会議所専務理事	
和 田 好 生	(元) 鳥取三洋電機株式会社代表取締役社長 鳥取県労働委員会使用者委員	
森 本 茂 樹	鳥取県労働委員会事務局長	
入 江 裕 之	鳥取県労働委員会事務局次長兼審査調整課長	

※ 個別労働関係紛争あっせん員候補者も上記名簿のとおりである。

※ 事務局長、事務局次長の任期は在任期間。

あっせん員候補者の異動

氏 名	任命年月日	退任年月日
松 崎 浩 哉	平成27年5月13日	令和元年10月31日
名 越 あ け み	令和元年7月10日	
山 崎 睦	令和元年7月10日	

3 事務局職員名簿

(令和元年12月31日現在)

課・担当名		職名	氏名	発令年月日	備考
事務局長			森本茂樹	平成 31. 4. 1	
事務局次長兼審査調整課長			入江裕之	平成 30. 4. 1	
審査調整課	総務・審査担当	主幹	前田史朗	平成 31. 4. 1	
		主事	徳安紀之	平成 30. 4. 1	
	調整・個別紛争解決支援担当	主幹	前田友美	平成 29. 4. 1	
		副主幹	船石恵子	平成 29. 4. 1	
		副主幹	岸本亮子	平成 30. 4. 1	
		主事	西尾孝之	平成 31. 4. 1	
		主事	岩下純也	平成 31. 4. 1	

条例、要綱、申合せ事項等

〔組織・運営〕

鳥取県労働委員会の運営に関する規則

平成 17 年 2 月 25 日

鳥取県労働委員会規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、労働組合法(昭和 24 年法律第 174 号。以下「法」という。)第 26 条第 2 項及び労働組合法施行令(昭和 24 年政令第 231 号)第 26 条の 3 の規定に基づき、鳥取県労働委員会(以下「労働委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(総会の招集)

第 2 条 労働委員会規則(昭和 24 年中央労働委員会規則第 1 号)第 4 条第 1 項に規定する総会の招集日は、毎月第 2 水曜日及び第 4 水曜日とする。ただし、総会の招集日が鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第 5 号)第 1 条第 1 項に規定する県の休日に当たる場合その他労働委員会会長(以下「会長」という。)が必要と認めるときは、会長は、総会の招集日を変更し、又は総会を招集しないことができる。

(審査の期間の目標)

第 3 条 労働委員会は、法第 27 条の 18 の規定に基づき、審査の期間の目標(以下「目標」という。)を総会において決定するものとする。

2 労働委員会は、前項の規定に基づいて目標を定めたときは、鳥取県公報への登載及びインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(目標の達成状況その他の審査の実施状況の公表)

第 4 条 労働委員会は、目標の達成状況その他の審査の実施状況を、審査を実施した年の翌年の 1 月末日までに公表するものとする。

2 前項の規定により公表する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事件の概要
- (2) 審査の概要
- (3) 事件の終結状況
- (4) 目標の達成状況
- (5) その他会長が必要と認める事項

3 第 1 項の公表は、鳥取県公報への登載及びインターネットの利用その他の方法により行うものとする。

附 則

この規則は、平成 17 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 (鳥取県労委規則第 1 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

鳥取県労働委員会幹事会設置要綱

平成元年4月13日

第633回定例総会決定

1 目 的

鳥取県労働委員会幹事会は、鳥取県労働委員会の円滑な運営を図ることを目的として設置する。

2 幹事会の組織

- (1) 幹事会は、総会において選任された各側1名の幹事をもって組織する。
- (2) 幹事会に幹事長を置き、前号により選出された公益委員をもって充てる。
- (3) 幹事の任期は、総会で決定する。

3 職務内容

- (1) 各側の意見を取りまとめ、各側の連絡調整を図ること。
- (2) 総会の運営を円滑に行うため、必要に応じ、付議事項の整理、検討を行う。
- (3) あっせん員候補者の委嘱、解任に当たり、各側の意見を取りまとめること。
- (4) あっせん員の指名に当たり、会長に意見を申し出ること。
- (5) 労使の幹事委員は、不当労働行為審査に関する申合せ1の(2)の規定により審問に参加する委員を申し出ること。

4 報 告

幹事長は、幹事会の決定事項及び審議内容を直近の総会に報告する。

附 則（平成元年4月13日第633回定例総会決定）

この要綱は、平成元年4月13日から実施する。

附 則（平成16年12月9日第928回定例総会決定）

この要綱は、平成17年1月1日から実施する。

鳥取県労働委員会情報公開調整委員会設置要綱

平成12年3月23日
第844回定例総会決定

1 目 的

鳥取県労働委員会情報公開調整委員会（以下「調整委員会」という。）は、鳥取県労働委員会における情報公開に関する必要な事項についての審議、調整を行い、もって制度の適切、かつ、円滑な推進に資することを目的として設置する。

2 調整委員会の組織

- (1) 調整委員会は、労働委員会規則（昭和24年8月4日中央労働委員会規則第1号）第5条第5項の規定に基づき、公益委員、労働者委員及び使用者委員のうちから総会において指名された各側1名の委員をもって組織する小委員会とする。
- (2) 調整委員会に委員長を置き、前号の規定により選出された公益委員をもって充てる。
- (3) 委員の任期は、総会で決定する。

3 所掌事項

調整委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 鳥取県情報公開条例（平成12年3月28日鳥取県条例第2号）条例第9条第2項、第10条、第11条及び第12条に係る決定に関すること。
- (2) 開示・非開示の公文書の取扱いの区分の変更に關することについて検討し、総会に付議すること。
- (3) その他情報公開についての重要事項に関すること。

4 報 告

委員長は、決定の経過及び審議、調整内容を直近の総会に報告する。

附 則（平成12年3月23日第844回定例総会決定）

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から実施する。
- 2 鳥取県地方労働委員会公文書開示調整委員会設置要綱（昭和63年9月22日第620回定例総会決定）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱により設置されている鳥取県地方労働委員会公文書開示調整委員会は、本要綱により設置された委員会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 4 この要綱の施行の際現に旧要綱により鳥取県地方労働委員会公文書開示調整委員会の委員に任命されている者は、本要綱により委員会の委員に任命されたものとみなす。

附 則（平成16年12月9日第928回定例総会決定）

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成23年6月8日第1083回定例総会決定）

この要綱は、平成23年6月8日から施行する。

鳥取県労働委員会個人情報保護調整委員会設置要綱

平成 23 年 6 月 8 日
第 1083 回定例総会決定

1 目 的

鳥取県労働委員会個人情報保護調整委員会（以下「調整委員会」という。）は、鳥取県労働委員会における個人情報保護に関する必要な事項についての審議、調整を行い、もって制度の適切、かつ、円滑な推進に資することを目的として設置する。

2 調整委員会の組織

- (1) 調整委員会は、労働委員会規則（昭和 24 年 8 月 4 日中央労働委員会規則第 1 号）第 5 条第 5 項の規定に基づき、公益委員、労働者委員及び使用者委員のうちから総会において指名された各側 1 名の委員をもって組織する小委員会とする。
- (2) 調整委員会に委員長を置き、前号の規定により選出された公益委員をもって充てる。
- (3) 委員の任期は、総会で決定する。

3 所掌事項

調整委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 鳥取県個人情報保護条例（平成 11 年 3 月鳥取県条例第 3 号）第 12 条から第 30 条までの事項に係る審議・決定等に関すること。
- (2) 開示・非開示の公文書の取扱いの区分に関するについて検討し、総会に付議すること。
- (3) その他個人情報保護についての重要事項に関すること。

4 報 告

委員長は、決定の経過及び審議、調整内容を直近の総会に報告する。

附 則（平成 23 年 6 月 8 日第 1083 回定例総会決定）
この要綱は、平成 23 年 6 月 8 日から施行する。



「日本国鳥取県労働委員会・大韓民国江原地方労働委員会」

業務協力・交流 協約書



日本国鳥取県労働委員会と大韓民国江原地方労働委員会（以下「両委員会」という。）は、両委員会間の交流増進と業務協力のため、次のとおり協約を締結する。

1. 本協約書は、日・韓労働委員会の業務に対する相互の理解増進と迅速・公正な事案の処理のための情報交換及び研究を行うことにより、両委員会の業務の向上と労働関係の発展を図ることを目的とする。
2. 両委員会は、次のとおり協力及び交流を推進する。
 - ア. 労働委員会制度及びその運営に関する研究
 - イ. 労働委員会における紛争事例に関する研究
 - ウ. 労働委員会の刊行物の提供及び労働委員会活動等に関する情報提供
 - エ. 労働紛争処理制度の現状及び方策等に関する情報提供
 - オ. その他両委員会の協力及び交流に必要な事項
3. 交流及び協力における具体的な事項については、両委員会が別途協議し決定する。

本協約の誠実な履行のため、協約書2部を作成し、署名捺印の上、両委員会が各々1部ずつ保管する。

2016年 9月 28日

日本国 鳥取県労働委員会
会長 濱田 由紀子

大韓民国 江原地方労働委員会
委員長 金 珉 奭

濱田 由紀子

김민식

〔審査〕

不当労働行為審査に関する申合せ

平成17年3月24日
第934回定例総会決定

不当労働行為事件の審査を迅速・的確に進めるため、次のとおり申し合わせる。

1 申立て

- (1) 会長は、申立てが却下事由又は管轄違いの事由に明白に該当しない場合、すみやかに審査委員を選任するとともに担当職員を指名し、直ちに調査開始の手続を行う。
- (2) 会長は、申立書を受け付けたときは、直ちにこの旨を労使の幹事委員に連絡し、調査及び審問に参加する委員の申し出を求める。

2 公益委員の除斥・忌避・回避

- (1) 会長は、除斥又は忌避の申立てがあったときは、公益委員会議を招集し、これについての決定をすみやかに行うものとする。
- (2) 審査委員（長）は、除斥又は忌避の申立てが次に掲げる場合は、公益委員会議の決定によることなく当該申立てを却下することができる。
ア 同一の公益委員について既に同一の理由で除斥又は忌避の申立てがなされ、理由がない旨の決定がなされているにもかかわらず、重ねて除斥又は忌避の申立てがなされた場合
- (3) 会長は、公益委員が法第27条の2第1項又は第27条の3第1項に規定する事項に該当する場合、当該委員が審査に係る職務の執行を回避することを許可するものとする。

3 調査

- (1) 審査委員（長）は、調査にあたり、参与委員の参与を求める。
また、審査委員（長）は、事務局職員に事務局調査（申立書・答弁書等の不明な点の確認、主張の聴取、証人の予定・書証の提出予定の聴取）を行わせるものとする。
- (2) 調査は、答弁書提出期日後すみやかに行うものとする。
- (3) 調査にあたっては、事務局調査の結果を踏まえ、次の事項の調査を行う。
ア 審査計画を定めるための事項
（ア） 当事者の主張を確認し、争点を整理する。
（イ） 争点ごとに証拠（人証・書証）を整理する。
（ウ） 証人数及び各証人についての尋問事項と尋問予定時間を明確にさせる。
（エ） 所要の審問回数を予定する。
イ その他
（ア） 和解の可能性を検討する。
（イ） 最少限度の補佐人を決めさせる。
（ウ） 代理人・補佐人が複数の場合には、その主任者を決めさせる。
- (4) 調査における陳述を事実認定の基礎として用いるためには、当事者に改めて陳述の内容を書証として提出させるか、又は、陳述の結果を記録した調書の写しを書証として提出さ

せるものとする。

- (5) 審査計画書の作成に当たっては、全労委の審査促進等実行委員会が提示した「審査計画モデルの作成について」で示された審査計画モデル（A～Cタイプ）のうちBタイプを基本として作成するものとする。

なお、事案の性質によっては審査委員（長）の判断により、Bタイプ以外の審査計画書を作成することができるものとする。

- (6) 審査委員は参与委員と協議の上、審査計画書を作成するものとする。
- (7) 審査計画書への記名は、審査委員及び参与委員とする。
- (8) 審査計画書の作成に当たっては、あらかじめ案を当事者に提示し、意見を聴取するものとする。
- (9) 審査計画書は、当事者に交付するものとする。
- (10) 審査計画を変更する必要が生じた場合には、当事者双方の意見を聴いて変更する。

4 審 問

- (1) 審査委員は、審問開始に先立って参与委員との打合せを行う。
- (2) 審問は、少なくとも月1回以上として、集中的、継続的に行うものとする。
- (3) 審査計画で設定した期日は、相当の理由がない限り、変更しないものとする。
- (4) 関連する事件が裁判所に係属する場合でも、前項の期日による。
- (5) 審問期日に当事者いずれか一方が出席しない場合、又は、退席した場合も審査委員（長）がやむを得ない事情があると認めたときを除いて、審問を行うことができる。

5 宣 誓

- (1) 審査委員（長）は、証人等に宣誓させる際には傍聴人を含む審問廷内の全員に起立を促すものとする。
- (2) 証人等が、宣誓書へ署名押印する際に印鑑を所持・携帯していない場合には、事務局職員がその旨を調書に記載するものとする。
- (3) 審査委員（長）は、証人等が法令に規定する正当な事由なく宣誓を拒否した場合、事務局職員にその旨を審問調書に記載させ、罰則を教示した上で尋問を行わせるものとする。

6 証人等調べ

- (1) 証人等尋問は、原則として同一期日に当該証人等に対して主尋問、反対尋問を行うものとする。
- (2) 審査委員（長）は、証人等に対して、尋問事項についてのみ簡潔に陳述するように注意する。
- (3) 主尋問・反対尋問は、それぞれ証人等尋問申請書記載事項の範囲内又は主尋問の範囲内に限定する。
- (4) 審査委員（長）は、陳述又は尋問が、既に行われた陳述又は尋問と重複するとき、争点に関係のない事項にわたるとき、その他適当でないと認めるときは、これを制限する。
- (5) 複数の代理人・補佐人を許可した場合の証人等尋問は、原則として、その主任者が行う。
- (6) 1回の審問において、2人以上の証人尋問を行う場合は、後に証言する証人は、原則として同席させない。ただし、証人が代理人・補佐人のときで、相手方の同意を得た場合は、この限りではない。
- (7) 同一の尋問事項については、複数の証人に対して同時に尋問することができる。

7 証人等出頭命令

(1) 証人等出頭命令による証拠調べは、次に掲げる場合に、公益委員会議の決定により行うものとする。

ア 審査委員（長）が、証人等の陳述が不当労働行為の成否の判断に必要であると認め陳述を求めたにもかかわらず、これを拒否した場合

(2) 証人等出頭命令をしようとする場合には、参与委員の意見を求めるものとする。

8 物件提出命令

(1) 物件提出命令による証拠調べは、次に掲げる場合に、公益委員会議の決定により行うものとする。

ア 複数の人証や間接的な物証で代替することにより、事実の認定が迅速又は的確に行えないおそれがある場合

イ 物証が確保できず、事実の認定が行えないおそれがある場合

(2) 物件提出命令をしようとする場合には、参与委員の意見を求めるものとする。

9 審問廷の秩序維持

(1) 審査委員（長）は、公正迅速な審査を行うため、参与委員の協力を得て、審問廷の秩序維持を図る。

(2) 審査委員（長）は、当事者、傍聴人らに喧騒にわたる行為等公正迅速な審査を阻害すると認められる行為があるときは注意を与え、これに従わないときは退席を命じることができる。

なお、審査委員（長）は、審問の続行が不適當であると判断した場合は、審問を中断又は中止することができる。

(3) 審問廷におけるはち巻、たすき、ゼッケンの着用及び旗の持ち込みその他、審査委員（長）が示威的と認める行為を禁止するものとする。

(4) 審問中における当事者、傍聴人等による審問廷の写真撮影（ビデオによる撮影等を含む。）及び録音機器の使用は禁止する。

(5) 傍聴人の数は、審問廷の広狭により制限することができる。

10 合 議

(1) 第1回の合議は、結審後3週間以内に行うよう努める。

(2) 第1回の合議に先立って、参与委員の出席を求め、その意見を聞かなければならない。

11 和 解

審査委員（長）は、参与委員と連絡を密にして、適当と認めたときはいつでも当事者に対し和解を試みることができる。

12 7条2号事件に関する取扱い

団交拒否事件については、すみやかに結審するよう努めるものとする。

13 審査の実効確保の措置

当事者から審査の実効確保の措置の申立てがあったときは、審査委員（長）は、すみやかに調査を実施し、参与委員の参与を得て必要な措置をとるものとする。

鳥取県労働委員会告示第2号（平成17年3月18日付鳥取県公報第7670号）

労働組合法（昭和24年法律第174号）第27条の18の規定に基づき審査の期間の目標を10箇月と定めたので、鳥取県労働委員会の運営に関する規則（平成17年鳥取県労働委員会規則第1号）第3条第2項の規定により告示する。

平成17年3月18日

鳥取県労働委員会会長 太 田 正 志

〔調整〕

鳥取県労働委員会あっせん員候補者に関する内規

平成元年 5 月 1 1 日

第 6 3 5 回定例総会決定

1 趣 旨

鳥取県労働委員会あっせん員候補者（以下「候補者」という。）の委嘱、解任及び辞任については、労働関係調整法（昭和 2 1 年法律第 2 5 号）第 1 0 条及び労働関係調整法施行令（昭和 2 1 年勅令第 4 7 8 号）第 5 条の規定に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

2 委 嘱

候補者として委嘱する者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 鳥取県労働委員会の委員
- (2) 鳥取県労働委員会の元委員で、かつ本人が承諾した者
- (3) 公、労、使各側の幹事委員から各側の意見として申し出があり、かつ本人が承諾した者
- (4) 鳥取県労働委員会の事務局長及び事務局次長

3 任 期

- (1) 候補者は、労働組合法（昭和 2 4 年法律第 1 7 4 号）第 1 9 条の 5 の規定に基づく各期の委員の任期（以下「委員の任期」という。）ごとに委嘱するものとする。ただし、候補者としての任期の中途において、新たに候補者を委嘱する場合の当該候補者の任期は、委員の任期としての残任期間とする。
- (2) 2 の (1) から (3) の候補者にあつては、任期が満了した場合、後任の候補者が委嘱されるまでの間、引き続き候補者としての任に当たるものとする。
- (3) 2 の (4) の候補者については、その職に在職する期間とする。

4 解 任

候補者が任期を満了したときは、解任となる。

5 辞任の申し出

候補者が委員の任期中に辞任を申し出るとき及び 2 の (4) に掲げる職員が転出又は退職したときは、第 1 号様式により、辞任の申し出を行うものとする。

6 辞令書の交付

候補者を委嘱するときは第 2 号様式、候補者の辞任を承認するときは第 3 号様式に定める辞令書を交付する。

7 あっせん員候補者に対する研修の実施等

鳥取県労働委員会及び事務局は、2 の (2) 及び (3) のあっせん員候補者に各種の研修を実施等するとともに各種の情報提供などを行い、あっせん員として十分な活動が行えるように努めるものとする。

附 則

この内規は、平成元年 5 月 1 1 日から実施し、平成元年 3 月 2 7 日から適用する。

附 則（平成 3 年 3 月 2 7 日第 6 7 6 回臨時総会決定）

この内規は、平成 3 年 3 月 2 7 日から実施する。

附 則（平成１３年４月１２日第８６１回定例総会決定）
この内規は、平成１３年４月１２日から実施する。

附 則（平成１６年１２月９日第９２８回定例総会決定）
この内規は、平成１７年１月１日から実施する。

附 則（平成１７年３月２８日第９３６回臨時総会決定）
この内規は、平成１７年４月１日から実施する。

附 則（平成２５年４月２４日第１１２８回定例総会決定）

〔個別労働関係紛争の相談・あっせん〕

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例

平成14年3月29日

鳥取県条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（労働者の募集及び採用に関する事項についての個々の求職者と事業主との間の紛争を含む。以下「個別労働関係紛争」という。）について、あっせんの制度を設けること等により、その実情に即した迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする。

(紛争の自主的解決)

第2条 個別労働関係紛争が生じたときは、当該個別労働関係紛争の当事者は、早期に、かつ、誠意をもって、自主的な解決を図るように努めなければならない。

(労働者、事業主等に対する情報提供等)

第3条 知事は、個別労働関係紛争を未然に防止し、及び個別労働関係紛争の自主的な解決を促進するため、労働者、求職者又は事業主に対し、労働関係に関する事項並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての情報の提供、相談その他の援助を行うものとする。

(あっせん)

第4条 知事は、個別労働関係紛争（労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第6条に規定する労働争議に当たる紛争、行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第26条第1項に規定する紛争並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての紛争を除く。以下この条及び第6条において同じ。）について、当該個別労働関係紛争の当事者（以下「紛争当事者」という。）の双方又は一方からあっせんの申請があった場合には、あっせんを行うものとする。

2 知事は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る個別労働関係紛争が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定にかかわらず、あっせんを行わないことができる。

(1) 県外の事業所における労働関係に係るもの

(2) 訴えの提起がなされているもの又は判決が確定し、裁判上の和解が調い、若しくは訴えに係る請求の放棄若しくは認諾がなされたもの

(3) 民事調停法（昭和26年法律第222号）による調停の申立てがなされているもの又は同法による調停が成立したもの

(4) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）による解決の援助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第18条第1項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの

(5) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）による解決の援助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第52条の5第1項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの

- (6) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 76 号）による解決の援助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第 25 条第 1 項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの。
 - (7) 個別労働紛争の解決の促進に関する法律（平成 13 年法律第 112 号）による解決の援助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言若しくは指導がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第 6 条第 1 項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法によるあっせんが成立したもの
 - (8) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等に係る法令違反があるとして労働者から申告がされたものであって労働基準監督署長その他の行政官庁による助言、指導、処分等がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの
 - (9) 労働審判法（平成 16 年法律第 45 号）による労働審判手続の申立てがなされているもの又は同法による調停が成立したもの若しくは同法による労働審判が行われたもの
 - (10) その他紛争の実情があっせんに適さず、又はあっせんの必要がないと認められるもの
- 3 事業主は、労働者が第 1 項の申請を行ったことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（あっせん員候補者）

第 5 条 知事は、労働関係調整法第 10 条に規定する名簿に記載されている者を個別労働関係紛争あっせん員候補者として委嘱する。

（あっせん員の指名）

第 6 条 知事は、第 4 条第 1 項のあっせんに、前条の規定により委嘱された者のうちからあっせんの申請に係る個別労働関係紛争（以下「事件」という。）ごとに指名する個別労働関係紛争あっせん員（以下「あっせん員」という。）に行わせるものとする。

- 2 知事は、前項のあっせん員の指名に当たっては、使用者を代表する者、労働者を代表する者及び公益を代表する者としてそれぞれ 1 人を指名するものとする。ただし、事件の処理に関し必要があると認めるときは、指名するあっせん員の数を増員することができる。この場合において、使用者を代表する者として指名する者と労働者を代表する者として指名する者は、同数でなければならない。

（あっせんの方法）

第 7 条 あっせん員は、紛争当事者間をあっせんし、紛争当事者双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が迅速に解決されるように努めなければならない。

- 2 あっせん員は、紛争当事者から意見を聴取するほか、必要に応じ、参考人から意見を聴取し、又はこれらの者から意見書の提出を求め、事件の解決に必要なあっせん案を作成し、これを紛争当事者に提示することができる。

- 3 前項のあっせん案の作成は、あっせん員の全員一致をもって行うものとする。

（あっせんの打ち切り）

第 8 条 あっせん員は、事件があっせんによっては解決の見込みがないと認めるときは、あっせンを打ち切ることができる。

（秘密を守る義務）

第 9 条 あっせん員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた

後も同様とする。

(適用除外)

第10条 この条例は、船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第6条第1項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者並びに国家公務員及び地方公務員については、適用しない。ただし、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項の企業職員、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第47条の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員であつて地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員以外のものの勤務条件に関する事項についての紛争については、この限りでない。

(規則への委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第3号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第6条中知事等の退職手当に関する条例第7条第1項の改正(同条を第6条とする改正及び「又は同項に規定する企業職員等」を「、同項に規定する企業職員等又は同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員」に改める部分を除く。)及び第11条中鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第4条第1項の改正は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年条例第34号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第51号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年条例第24号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第52号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第69号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第39号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則

平成14年3月29日

鳥取県規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(あっせんの申請)

第2条 条例第4条第1項の規定により同項のあっせん（以下「あっせん」という。）の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書（以下「あっせん申請書」という。）を知事に提出しなければならない。この場合において、同項に規定する紛争当事者（以下「紛争当事者」という。）の双方によるあっせんの申請は、連名により行わなければならない。

(1) 申請年月日

(2) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）

(3) 紛争当事者の一方によりあっせんの申請をする場合には、他の一方の紛争当事者（以下「被申請者」という。）の氏名及び住所（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）

(4) 関係事業所の名称、所在地、従業員数及び事業の種類

(5) あっせんを求める事項及びその理由

(6) 紛争の経過及び紛争当事者の主張

(7) 条例第4条第2項各号のいずれにも該当しない旨

(あっせん員候補者名簿)

第3条 知事は、条例第5条の個別労働関係紛争あっせん員候補者（以下この項において「あっせん員候補者」という。）の委嘱をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載したあっせん員候補者名簿を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(1) あっせん員候補者の氏名及び職業

(2) あっせん員候補者の経歴

(3) あっせん員候補者を委嘱した年月日

2 知事は、前項の記載事項に変更があった場合には、遅滞なく、当該記載事項を変更するものとする。

(あっせんの開始等)

第4条 知事は、あっせんを行うときは、紛争当事者に対し、遅滞なく、その旨、条例第6条第1項の個別労働関係紛争あっせん員（以下「あっせん員」という。）の氏名その他必要な事項を通知するものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、当該事件（条例第6条第1項に規定する事件をいう。以下同じ。）の事実の調査を職員に行わせることができる。

3 知事は、条例第4条第2項の規定によりあっせんを行わないこととしたときは、申請者に対し、遅滞なく、その理由を付してその旨を通知するものとする。

(あっせんの期日等)

第5条 あっせん員は、あっせんの期日及び場所を定めて紛争当事者に通知するものとする。

- 2 前項の規定によりあっせんの期日を指定された紛争当事者は、あらかじめあっせん員の許可を受けて、補佐人を伴って出席し、補佐人に意見の陳述の補佐をさせることができる。
- 3 紛争当事者は、あっせんの期日における意見の陳述等を他人に代理させる場合には、代理人の氏名、住所及び職業を記載した書面に、代理権授与の事実を証明する書面を添付して、あっせん員に提出し、許可を受けなければならない。

(あっせん案の受諾)

第6条 あっせん員は、紛争当事者の双方が条例第7条第2項のあっせん案を受諾したときは、当該あっせん案に署名又は記名押印をするものとする。この場合において、紛争当事者も当該あっせん案に署名又は記名押印をするものとする。

(あっせんの打ち切り)

第7条 あっせん員は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第8条の規定に基づき、あっせんを打ち切ることができる。

- (1) 第4条第1項の通知を受けた被申請者が、あっせんの手続に参加する意思がない旨を表明したとき。
- (2) 条例第7条第2項の規定に基づき提示されたあっせん案について、紛争当事者の一方又は双方が受諾しないとき。
- (3) 紛争当事者の一方又は双方があっせんの打ち切りを申し出たとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、あっせんによっては事件の解決の見込みがないと認めるとき。

- 2 あっせん員は、条例第8条の規定によりあっせんを打ち切ったときは、紛争当事者に対し、遅滞なく、その理由を付してその旨を通知するものとする。

(あっせんの取下げ等)

第8条 申請者は、事件が解決し、又はあっせんが打ち切られるまでは、いつでもあっせんを求める事項の全部若しくは一部を取り下げ、又は変更し、若しくは追加することができる。

- 2 知事は、前項の取下げ又は変更若しくは追加があったときは、被申請者に対し、遅滞なくその旨を通知するものとする。

- 3 第1項の取下げがあったときは、あっせんは、取り下げられた事項について終了する。

(知事への報告)

第9条 あっせん員は、あっせんを求める事項の全部が取り下げられ、事件が解決し、又はあっせんを打ち切ったときは、その経過及び結果を知事に報告しなければならない。

(あっせん手続の非公開)

第10条 あっせん員が行うあっせんの手続は、公開しないものとする。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、あっせんに関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年10月28日から施行する。

個別労働関係紛争のあっせんの手続に関する実施要領

平成14年3月28日
第875回定例総会決定

(趣旨)

第1条 この要領は、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則（平成14年鳥取県規則第14号。以下「規則」という。）第11条の規定に基づき、あっせんの手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(あっせんの申請)

第2条 鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号。以下「条例」という。）第4条第1項に規定するあっせんの申請は、労働委員会事務局で行うことができるものとする。

2 規則第2条のあっせん申請書は、様式第1号のとおりとする。

(担当職員)

第3条 会長は、条例第4条第1項に規定するあっせんの申請があったときは、速やかに当該事件を担当する事務局職員（以下「担当職員」という。）を指名するものとする。

(開始及び不開始の通知)

第4条 規則第4条第1項のあっせんの開始の通知は申請者に対しては様式第2号により、被申請者に対しては様式第3号により、同条第3項のあっせんの不開始の通知は様式第4号により行うものとする。

(あっせん員の指名)

第5条 会長は、条例第6条第2項の規定によりあっせん員を指名する場合において、事件の適正な解決のため、紛争当事者の要望等諸般の事情を考慮するものとする。

(調査)

第6条 会長は、あっせんを開始する場合には、原則として、規則第4条第2項の規定により速やかに担当職員に担当事件の調査を行わせるものとする。

(あっせんの実施)

第7条 あっせん員は、規則第5条第1項によりあっせんの期日及び場所を定めるにあたって、紛争当事者の要望等を考慮するものとする。

2 規則第5条第1項のあっせんの期日等の通知は、様式第5号により行うものとする。

(補佐人及び代理人の許可等)

第8条 規則第5条第2項の補佐人の許可及び同条第3項の代理人の許可（以下この条において「許可」という。）の申請書は様式第6号のとおりとし、同条同項の代理権授与の事実を証明する書面の様式は様式第7号のとおりとする。

2 許可は、あっせん員の全員一致によるものとする。

3 あっせん員は、許可をした場合であっても、あっせんに支障があると多数決で認めたときは、その許可の全部又は一部を取り消すことができる。

4 許可及び不許可の通知は様式第8号により、許可の取消しの通知は様式第9号により行うものとする。

(あっせん案の受諾)

第9条 規則第6条のあっせん案を受諾したときの署名又は記名押印は、別記様式第10号によ

り行うものとする。

(あっせんの打ち切り)

第10条 あっせん員は、事件の解決に努めたにもかかわらず規則第7条第1項各号のいずれかに該当すると全員一致で認めたときは、あっせんを打ち切ることができるものとする。

2 規則第7条第2項のあっせんの打ち切りの通知は、様式第11号により行うものとする。

(あっせんの取下げ等)

第11条 規則第8条第1項のあっせんを求める事項の取り下げ又は変更若しくは追加の申請書は、様式第12号のとおりとする。

2 規則第8条第2項のあっせんを求める事項の取り下げ又は変更若しくは追加の通知は、様式第13号により行うものとする。

(会長への報告)

第12条 規則第9条のあっせんの経過及び結果の報告は、様式第14号により行うものとする。

(総会への報告)

第13条 会長は、あっせん事件の取扱い状況について、そのつど、様式第15号により総会に報告するものとする。

(知事への報告)

第14条 会長は、必要に応じ、あっせん事件の取扱い状況について知事に報告するものとする。

(会長の代行)

第15条 会長が次の各号のいずれかに該当するときは、この要領に定める会長の職務は、会長代理が行うものとする。

(1) 労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第7条第1項ただし書きの規定に該当して、職務を行うことができないとき。

(2) あっせん申請に係る事件において、労働組合法(昭和27年法律第147号)第27条の2第1項各号に掲げる理由のいずれかに該当するとき。

2 前項に定める場合において、会長代理にあっても前項各号のいずれかに該当するときは、前項各号に該当しない公益委員のうち、あらかじめ会長の指名によって定められた委員が会長の職務を行うことにする。

(雑則)

第16条 この要領に定めるもののほか、あっせんの手続に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則(平成14年3月28日 第875回定例総会決定)

(施行期日)

第1条 この要領は、平成14年4月1日から施行する。

(補助執行)

第2条 第2条第1項の適用については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2に規定する協議により、知事から労働委員会になされた補助執行とする。

附 則(平成14年8月29日 第883回定例総会決定)

この要領は、平成14年8月29日から施行する。

附 則(平成16年12月9日 第928回定例総会決定)

この要領は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 13 日 第 1125 回定例総会決定）

この要領は、平成 25 年 3 月 13 日から施行する。

附 則（平成 30 年 1 月 10 日 第 1242 回定例総会決定）

この要領は、平成 30 年 1 月 10 日から施行する。

個別労働関係紛争のあっせんの手続に関する実施要領第 16 条の規定に基づく
あっせん手続の取扱いについて

平成 30 年 1 月 10 日

第 1242 回定例総会決定

1 あっせん員の指名の範囲について（実施要領第 5 条関係）

当該あっせん事件に関し、労働組合法第 27 条の 2 第 1 項各号に該当し、又はこれに準ずる利害関係を有する公労使委員については、あっせん員の指名対象から除外するものとする。

2 総会報告時の取扱いについて（実施要領第 13 条関係）

総会において、あっせん事件の取扱い状況を報告する場合には、次の各号に該当する者は、当該事件に係る関係資料を閲覧せず、当該事件の説明や検討の際には、原則として一時退席するものとする。

（１） 会長が実施要領第 15 条第 1 項第 2 号に該当するときは、当該会長

（２） １に掲げる利害関係を有する公労使委員

3 会長代行による発信文書の発信者名及び使用する公印について（実施要領第 4 条、第 14 条関係）

会長の代行者が職務を行った場合、発信文書については、「会長名」に代えて、「鳥取県労働委員会名」で発信するものとし、公印は「鳥取県労働委員会」を使用するものとする。

附 則（平成 30 年 1 月 10 日第 1242 回定例総会決定）

この取扱いは、平成 30 年 1 月 10 日から施行する。

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例等に基づく事務の一部を
労働委員会に委任する規則

平成14年3月29日

鳥取県規則第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号）及び鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則（平成14年鳥取県規則第14号）の規定による知事の権限に属する事務のうち、同条例第4条第1項のあっせんに関する事務（同規則第2条の規定によるあっせん申請書の受理に関する事務を除く。）を鳥取県労働委員会に委任する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

鳥取県労働委員会個別労働関係紛争あっせん員候補者に関する内規

平成14年3月28日

第875回定例総会決定

1 趣 旨

鳥取県労働委員会個別労働関係紛争あっせん員候補者（以下「候補者」という。）の委嘱、解任及び辞任については、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号）第5条及び鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則（平成14年鳥取県規則第14号）第3条の規定に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

2 委 嘱

候補者として委嘱する者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 鳥取県労働委員会の委員
- (2) 鳥取県労働委員会の元委員で、かつ本人が承諾した者
- (3) 公、労、使各側の幹事委員から各側の意見として申し出があり、かつ本人が承諾した者
- (4) 鳥取県労働委員会の事務局長及び事務局次長

3 任 期

- (1) 候補者は、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の5の規定に基づく各期の委員の任期（以下「委員の任期」という。）ごとに委嘱するものとする。ただし、候補者としての任期の中途において、新たに候補者を委嘱する場合の当該候補者の任期は、委員の任期としての残任期間とする。
- (2) 2の(1)から(3)の候補者にあつては、任期が満了した場合、後任の候補者が委嘱されるまでの間、引き続き候補者としての任に当たるものとする。
- (3) 2の(4)の候補者については、その職に在職する期間とする。

4 解 任

候補者が任期を満了したときは、解任となる。

5 辞任の申し出

候補者が委員の任期中に辞任を申し出るとき及び2の(4)に掲げる職員が転出又は退職したときは、第1号様式により、辞任の申し出を行うものとする。

6 辞令書の交付

候補者を委嘱するときは第2号様式、候補者の辞任を承認するときは第3号様式に定める辞令書を交付する。

7 あっせん員候補者に対する研修の実施等

鳥取県労働委員会及び事務局は、2の(2)及び(3)のあっせん員候補者に各種の研修を実施等するとともに各種の情報提供などを行い、あっせん員として十分な活動が行えるように努めるものとする。

附 則（平成14年3月28日第875回定例総会決定）
この内規は、平成14年4月1日から実施する。

附 則（平成16年12月9日第928回定例総会決定）
この内規は、平成17年1月1日から実施する。

附 則（平成１７年３月２８日第９３６回臨時総会決定）
この内規は、平成１７年４月１日から実施する。
附 則（平成２５年４月２４日第１１２８回定例総会決定）

知事の権限に属する事務の委任及び補助執行について

労 第 3 3 0 5 号

平成14年3月22日

鳥取県地方労働委員会

会 長 太 田 正 志 様

鳥 取 県 知 事 片 山 善 博

知事の権限に属する事務の委任及び補助執行について(協議)

平成14年4月1日付で「鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例」を施行することとしておりますが、このうち、あっせんにかかる事務(申請書の受理に関する事務を除く)を、下記のとおり貴委員会に委任し、申請書の受理に関する事務の一部を、貴委員会の職員に補助執行していただくこととしたいので、地方自治法第180条の2の規定に基づき協議します。

記

1 委 任 事 項

「鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例」第4条第1項（あっせん申請書の受理に関する事務を除く）及び第2項並びに第5条から第8条までの規定による事務

2 補助執行事項

鳥取県地方労働委員会に直接提出された申請書の受理に関する事務

3 委任開始期日 平成14年4月1日

4 理 由

地方労働委員会の労使紛争処理のノウハウと調整機能を活用するため。

鳥 労 委 第 1 2 1 号

平成14年3月28日

鳥 取 県 知 事 片 山 善 博 様

鳥取県地方労働委員会

会 長 太 田 正 志

知事の権限に属する事務の委任及び補助執行について(回答)

平成14年3月22日付労第3305号で協議のあったこのことについては、同意します。

知事の権限に属する事務（労働相談）の補助執行について

第200400023551号

平成17年3月28日

鳥取県労働委員会

会長 太田 正志 様

鳥取県知事 片山 善博

知事の権限に属する事務の補助執行について(協議)

知事の権限に属する事務の委任及び補助執行については、平成14年3月28日付鳥労委第121号で同意いただいているところですが、これに加え、下記の事務の一部を貴委員会の職員に補助執行していただくことにしたいので、地方自治法第180条の2の規定に基づき協議します。

記

1 補助執行事項

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第3条に規定する労働関係に関する事項（労働者の募集及び採用に関する事項を除く。）についての相談

2 補助執行開始期日 平成17年4月1日

3 理 由

労働委員会の労使紛争処理のノウハウと調整機能を活用するため。

第200400027937号

平成17年3月28日

鳥取県知事 片山 善博 様

鳥取県労働委員会

会長 太田 正志

知事の権限に属する事務の補助執行について(回答)

平成17年3月28日付第200400023551号で協議のあったこのことについては、協議のとおり同意します。

鳥取県労働委員会 個別労使紛争解決支援センター設置要綱

平成 21 年 3 月 25 日

第 1028 回定例総会決定

1 目 的

鳥取県労働委員会（以下「労働委員会」という。）が実施する個別労使紛争の相談及びあっせんについて、県民の視点に立ち、分かりやすく利用しやすい組織体制とするため、労働委員会内に「個別労使紛争解決支援センター（以下「センター」という。）」を設置し、紛争処理制度の一層の周知、利用の促進を図るとともに、機能の充実を図る。

2 所掌事項

センターの所掌事項は、次の事項とする。

- (1) 知事の委任を受けた鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成 14 年鳥取県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の規定によるあっせんに関する事。
- (2) 知事の権限に属する事務の補助執行として行う条例第 3 条の規定による労働関係に関する事項についての相談及び条例第 4 条第 1 項の規定によるあっせんの申請の受理に関する事。
- (3) その他センターの運営・事業に関する事。

3 組織体制

- (1) センターの所掌事項に関する職務は、労働委員会委員及び事務局職員があたる。
- (2) センターに所長を置き、労働委員会会長が務めるものとする。
- (3) 所長は、センターを総理し、センターを代表する。
- (4) センターに事務局及び事務局長を置き、事務局長は、労働委員会事務局長がこれにあたる。
- (5) 事務局長は、所長と協議の上、事務局に必要な職員を置く。

4 報告、協議

センターの運営・事業等については、必要な場合、総会において報告もしくは協議するものとする。

附 則

この要綱は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

備 考

(愛称)

- 1 センターの愛称を「労使ネットとっとり」とする。
(平成 21 年 5 月 27 日第 1033 回総会決定)

【労使ネットの趣旨】

労使間に話合いのためにネット(網)をはり、紛争解決を支援します。

(ロゴマーク)

- 2 センターのロゴマークを別表 1 のとおりとする。
(平成 21 年 7 月 22 日第 1037 回総会決定)

別表 1



【ロゴマークの趣旨】

楕円の輪は、労働者と事業主とのトラブルの間に立ち会うあっせん員を表現しています。

公労使の三者構成の重なりにより、紛争が円満に解決し、和(ハートの輪)が生まれる様子をイメージしています。

(労使ネットととりの日)

- 3 労使ネットととりの日を毎年 6 月 10 日とする。
(平成 24 年 6 月 13 日第 1107 回総会決定)

鳥取労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会要綱

1 目的

個別労働関係紛争の解決のための制度は、司法機関、行政機関、民間団体等において、それぞれ運用されているところであるが、個別労働紛争解決システムを全体としてみた場合に、紛争当事者がより利用しやすいようにするとともに、各制度が紛争の解決のためにより有効に機能するようにするためには、これらの各制度を運用している機関・団体が相互に連携することが重要である。

このため、これら機関・団体を構成員とする連絡協議会を組織し、それぞれの制度の運用状況等についての情報交換・情報共有やそれぞれの機関・団体間における円滑な連携のための方策等について協議・実施することにより、都道府県等地方公共団体の取組みの促進や各機関・団体との連携強化を図り、もって、個別労働関係紛争の解決の促進に資することとする。

2 構成員

(1) 協議会の構成員は、以下の機関・団体とする。

- ①鳥取労働局
- ②鳥取県商工労働部・鳥取県中小企業労働相談所
- ③鳥取県労働委員会
- ④鳥取地方裁判所
- ⑤日本司法支援センター鳥取地方事務所
- ⑥鳥取県弁護士会
- ⑦鳥取県社会保険労務士会

(2) このほか、鳥取県において労働相談、個別労働関係紛争のあっせん等を行っている機関・団体がある場合には当該機関・団体の参加を求めることができるものとする。

3 事業内容等

(1) 協議会は、原則年1回の定例会議のほか、構成員の要望により随時臨時会議を開催する。

(2) 協議会においては、以下の事項を中心に、情報交換・意見交換を行う。

- ①各機関・団体に運用している労働相談、個別労働紛争解決制度等の運用状況
- ②各機関・団体が連携して行った取次ぎ事例、解決事例
- ③紛争当事者に対して他機関・団体を紹介する場合における連携の方法等各機関・団体間の連携の在り方

(3) 協議会においては、以下の事項を行うことができる。

- ①構成員が所属する機関・団体の間で連携を図るための必要な資料等の作成
- ②構成員が所属する機関・団体の間の窓口担当者等のための合同研修会の実施
- ③構成員が所属する機関・団体が共同で行う労働相談会の実施
- ④その他構成員が所属する機関・団体の相互連携の強化に資するイベント、協議会実施事項についての広報・PR事業等

(4) 協議会の庶務は、鳥取労働局において行う。

(附 則) この要綱は、平成27年7月7日から施行する。

鳥取労働相談・個別労働紛争解決制
関係機関連絡協議会

行政機関によるあっせん等

[illegible]

鳥取県労働委員会 個別労働関係紛争解決センター(労働者センター)	特徴 ◎鳥取県の機関 ◎労働者から申し立てる相親全般が対象。(労働組合の参加は任意) ◎相談は労働委員会事務局職員が対応。 ◎電話、面談相談を実施。	利用料 相談料無料。	利用方法 ①電話相談 0120-77-6010(フリーダイヤル) 平日月曜から金曜日まで 8:30~17:15 ②来庁相談 鳥取市役所 労働相談センター(労働者センター)内 平日 月曜から金曜日まで 8:30~17:15 ③休日相談 鳥取市役所 労働相談センター(労働者センター)内 土曜 日曜 祭日 18:30まで延長可能。 事前予約により18:30まで延長可能。
---	---	---------------------------------	--

利用料	相談料無料。
利用方法	①電話相談：0120-77-6010(フリーダイヤル) 平日 9時～17時 まで 8:30～17:15 2階 相談室 鳥取労働局 丁目271(銀行第二庁舎7階) ②直接相談：鳥取労働局 丁目271 3階 相談室 平日 9時～17時 まで 8:30～17:15 ※事前予約により18:30まで延長可能。

④電話相談 0120-77-6010(フリーダイヤル) 平日 月曜日から金曜日まで、8:30~17:15 ⑤出張相談 鳥取労働局1丁271(県庁1階・庁舎内) 平日 月曜日から金曜日まで、8:30~17:15 ※午前9時より午後18:30まで延長可能。	鳥取労働局総合労働相談センター	◎国の機関。 ◎労働問題に関するあらゆる分野の相談を受け付け。 ◎労働相談、労務相談、労働基準監督署、公正労働 委員会、労働局、労働基準監督署、労働基準監督署内 安定所、同一一般機関内にあり、これらの組織とも連携 している。 ◎電話、面談による相談を実施。 ◎労働問題専門の総合労働相談官が対応。	相談料無料。	電話相談、通称相談 月曜日から金曜日まで 9:30~17:00 ①鳥取労働局1丁271(県庁労働局内) 電話0957-22-7000 ②鳥取労働局1丁271(県庁労働局内) 電話0957-22-7000 ③県庁内東区124-16(米子労働基準監督署内) 電話0957-22-3245 ④米子市北東区124-16(米子労働基準監督署内) 電話0957-22-3245 ⑤鳥取労働局1丁271(県庁労働局内) 電話0958-22-5640	男女均等に取扱い、等々の相談を受け付けている。 電話相談、面談、月～金 8:30~17:15 鳥取労働局1丁271(県庁労働局内) 電話0957-22-7109	鳥取労働局雇用環境、均等室 ※国の機関、相談料無料	相談料無料。	電話相談、通称相談 月曜日から金曜日まで 9:30~17:00 ①鳥取労働局1丁271(県庁労働局内) 電話0957-22-7000 ②鳥取労働局1丁271(県庁労働局内) 電話0957-22-7000 ③県庁内東区124-16(米子労働基準監督署内) 電話0957-22-3245 ④米子市北東区124-16(米子労働基準監督署内) 電話0957-22-3245 ⑤鳥取労働局1丁271(県庁労働局内) 電話0958-22-5640
---	------------------------	---	---------------	--	---	----------------------------------	---------------	--

The diagram illustrates the hierarchy of the Japanese judicial system. At the base are the District Courts (地方裁判所), which handle various types of cases. From these courts, cases are appealed to the High Courts (高等裁判所). From the High Courts, cases are further appealed to the Second Instance Courts (第二審裁判所). Finally, cases are appealed to the Supreme Court (最高裁判所). The diagram uses arrows to show the flow of cases from the District Courts up to the Supreme Court.

1 年別事件件数調

(昭和21年～令和元年)

区分 年別	調 整 事 件				実情調査	個別労働 関係紛争 あつせん	労働相談	不当労働 行 為	資格審査	認定告示	行政訴訟 事 件	再審査 事 件
	あつせん	調 停	仲 裁	計								
昭 和												
21～38	106	20	2	128	138			37	434		3	5
39	15	3		18	27			5	14			
40	23	5		28	24			4	5	3		1
41	12			12	28			8	24			
42	21			21	36			2	26	1		
43	6			6	31			1	1			2
44	12	3		15	33				12			
45	21	1		22	42			8	11	1		
46	40	3		43	55			6	25			
47	30	3		33	37			4	2			
48	18	1		19	38			5	15			
49	20			20	38			9	18	1	1	
50	23			23	38			6	26		1	
51	19	2		21	37			17	29			
52	8			8	29			1	12		1	
53	9			9	35			3	11			
54	8			8	34			2	11			
55	6			6	31			1	3			
56	12	1		13	39			1	11			
57	12	12		24	35			2	3			
58	11	3	5	19	26			7	7			
59	14	16	1	31	28			5	19			
60	5	1		6	22			2	10			
61	13		1	14	27			1	2			
62	9			9	20				6			1
63	11			11	27			1	4			1
平成元	4			4	23			4	12			
2	9			9	37							
3	11			11	39				5			1
4	3			3	27			1	1			
5	5			5	26			1	7			1
6	5	1		6	20				1			
7	3			3	20				7			
8	1			1	21				1			
9	2			2	23				4			
10	1			1	20			2	4			
11				0	23				4			
12				0	22			1	1			
13				0	25			1	5			2
14	1			1	25	1						
15				0	24	12		3	6			
16	1			1	24	9			1			2
17				0	24	9	30		4			
18	3			3	19	17	43	1	9			
19	2			2	19	19	71		3			
20	1	2		3	20	19	105		1			
21	3			3	19	34	116		3			
22	1			1	14	22	148					
23	1			1	15	23	274	1	4			
24	2	1		3	16	35	286		1			
25	1			1	23	21	167		3			
26	2			2	19	32	240					
27	1			1	22	30	176		2			
28				0	19	26	240					
29	1			1	19	29	245		4			
30	2			2	23	36	322					
令和元	2			2	22	35	293		3			
計	552	78	9	639	1,647	409	2,756	153	837	6	6	16

2 年別事件処理件数調
(1) 審査事件

区分 年別	不 当 労 働 行 為 事 件																
	取 扱 開 始			審 査 状 況										本 年 申 立 事			
	前 年 か ら の 繰 越	本 年 申 立 て	計	申 立 て の 却 下	申立ての取下げ・和解			全 部 救 済	一 部 救 済	棄 却	移 管	処 罰 請 求	終 結 計	次 年 へ 繰 越 し	解 雇	不 利 益 処 分	支 配 介 入
					自 発 的	和 解 関 与	左 以 外										
昭 和 21～38	7	37	44	1	3	5	12	3	6	4	1	1	36	8	25	6	21
39	1	5	6		1	1	3						5	1	2	3	4
40	1	4	5		1		1		2				4	1		2	4
41	1	8	9			1	5						6	3	3	4	7
42	3	2	5			1							1	4	2		1
43	4	1	5		1		1		1	1			4	1		1	
44	1		1			1							1	0			
45		8	8			1	3						4	4	1	4	5
46	4	6	10		1	3	2						6	4		5	2
47	4	4	8			3	4		1				8	0	1		3
48		5	5										0	5	1	2	4
49	5	9	14		1		3		1				5	9	2	7	3
50	9	6	15		1	1	3		1				6	9	1	4	2
51	9	17	26			1	6			1			8	18	2	12	15
52	18	1	19			8	1	1					10	9	1		1
53	9	3	12				8						8	4		2	1
54	4	2	6				3						3	3	1	1	2
55	3	1	4				2						2	2	1		1
56	2	1	3				1						1	2		1	1
57	2	2	4				1						1	3		2	1
58	3	7	10		5								5	5		7	2
59	5	5	10				1						1	9	1	1	5
60	9	2	11				4						4	7			1
61	7	1	8			4							4	4		1	1
62	4		4						2				2	2			
63	2	1	3						2				2	1		1	1
平成元	1	4	5				1						1	4		2	4
2	4		4										0	4			
3	4		4	1			1		1				3	1			
4	1	1	2										0	2			1
5	2	1	3						1				1	2	1		1
6	2		2				1						1	1			
7	1		1										0	1			
8	1		1										0	1			
9	1		1										0	1			
10	1	2	3		1	1							2	1			
11	1		1										0	1			
12	1	1	2										0	2		1	1
13	2	1	3	1						1			2	1			
14	1		1						1				1	0			
15		3	3						1				1	2		1	1
16	2		2						2				2	0			
17			0										0	0			
18		1	1			1							1	0			
19			0										0	0			
20			0										0	0			
21			0										0	0			
22			0										0	0			
23		1	1			1							1	0			
24			0										0	0			
25			0										0	0			
26			0										0	0			
27			0										0	0			
28			0										0	0			
29			0										0	0			
30			0										0	0			
令和元			0										0	0			
計	142	153	295	3	16	32	67	4	22	7	1	1	153	142	45	70	96

(昭和21年～令和元年)

		労 働 組 合 資 格 審 査							認 定 告 示				行政訴訟		再
件 内 訳		取 扱 開 始			取 下 げ ・ 打 切 り	資 格 審 査		次 年 へ 繰 越 し	申 請	結 果		次 年 へ 繰 越 し	前 年 か ら の 繰 越 し	本 年 提 訴	再 審 査 事 件
団 交 拒 否	そ の 他	前 年 か ら の 繰 越	本 年 申 請	計		資 格 あ り	資 格 な し			認 定 告 示	打 切 り ・ そ の 他				
6		1	434	435	21	411	1	2					2	3	5
		1	14	15	2	12		1							
1		1	5	6	1	4		1	3	3					1
2		1	24	25	6	15		4							
		4	26	30	3	23		4	1	1					
		4	1	5	3	1		1							2
		1	12	13	2	11		0							
			11	11	4	3		4	1			1			
1		4	25	29	6	18		5		1					
		5	2	7	5	2		0							
			15	15		9		6							
3		6	18	24	6	5		13	1	1				1	
4		13	26	39	6	23		10						1	
8	3	10	29	39	6	3		30					1		
1		30	12	42	18	13		11					1	1	
1		11	11	22	10	9		3					2		
2		3	11	14	3	8		3					2		
1		3	3	6	3	1		2							
		2	11	13	1	10		2							
2	1	2	3	5	1			4							
2	1	4	7	11		6		5							
4		5	19	24	1			23							
1		23	10	33	4	8		21							
		21	2	23	17	1		5							
		5	6	11		10		1							1
		1	4	5		4		1							1
1		1	12	13	1	6		6							
		6		6				6							
		6	5	11	1	9		1							1
1		1	1	2				2							
		2	7	9		6		3							1
		3	1	4	2	1		1							
		1	7	8	1	6		1							
		1	1	2		1		1							
		1	4	5		4		1							
2		1	4	5	2	2		1							
		1	4	5		4		1							
		1	1	2		1		1							
1		1	5	6		5		1							2
		1		1		1		0							
2			6	6	1	4		1							
		1	1	2		2		0							2
			4	4		4		0							
1			9	9	7	2		0							
			3	3		3		0							
			1	1		1		0							
			3	3		3		0							
				0				0							
1			4	4	1	3		0							
			1	1		1		0							
			3	3		3		0							
				0				0							
			2	2		2		0							
				0				0							
			4	4		4		0							
			0	0		0		0							
			3	3		3		0							
48	5	189	837	1,026	145	691	1	189	6	6	0	1	8	6	16

(2) 調整事件

(昭和21年～令和元年)

区分 年別	前年からの 繰越	本年申請	計	調整状況								解決率 (%)
				解決	不調	打切り	取下げ	不開始	移管	次年繰 越		
昭和 21～46		293	293	175	17	77	23	0	1		65	
47		33	33	16	3	10	4				55	
48		19	19	9	1	7	2				53	
49		20	20	8		6	5			1	57	
50	1	23	24	17		4	2			1	81	
51	1	21	22	8		11	1			2	42	
52	2	8	10	8		1				1	89	
53	1	9	10	6		4					60	
54		8	8	4		2	1			1	67	
55	1	6	7	1	1	5					14	
56		13	13	6		7					46	
57		24	24	9	2	2				11	69	
58	11	19	30	17	4	5	1	3			65	
59		31	31	9	4	8	9			1	43	
60	1	6	7	3		4					43	
61		14	14	8		5	1				62	
62		9	9	6		3					67	
63		11	11			11					0	
平成元		4	4		1	3					0	
2		9	9	1		8					11	
3		11	11			10	1				0	
4		3	3			3					0	
5		5	5	2		3					40	
6		6	6		1	2	3				0	
7		3	3			2				1	0	
8	1	1	2			1	1				0	
9		2	2			2					0	
10		1	1	1							100	
11			0									
12			0									
13			0									
14		1	1	1							100	
15			0									
16		1	1				1					
17			0									
18		3	3	3							100	
19		2	2	1						1	100	
20	1	3	4	1			3				100	
21		3	3	2						1	100	
22	1	1	2	2							100	
23		1	1	1							100	
24		3	3	2						1	100	
25	1	1	2	2							100	
26		2	2	2							100	
27		1	1	1							100	
28				0								
29		1	1			1					0	
30		2				1		1			0	
令和元		2	2	1						1	100	
計		639		333	34	208	58	4	1		58	

(注) 解決率＝解決÷(解決＋不調＋打切り)

(3) 個別労働関係紛争あっせん事件
(ア) 取扱件数

(平成14年～令和元年)

年別	区分	申請件数			処理状況	
		前年繰越	本年新規	計	本年終結	次年繰越
平成14		0	1	1	1	0
15		0	12	12	12	0
16		0	9	9	9	0
17		0	9	9	9	0
18		0	17	17	17	0
19		0	19	19	17	2
20		2	19	21	20	1
21		1	34	35	35	0
22		0	22	22	20	2
23		2	23	25	23	2
24		2	35	37	33	4
25		4	21	25	23	2
26		2	32	34	33	1
27		1	30	31	30	1
28		1	26	27	21	6
29		6	29	35	31	4
30		4	36	40	37	3
令和元		3	35	38	36	2
計		28	409	437	407	30

(イ) 申請区分

年別	区分	労働者	使用者	双方	計
平成14		1	0	0	1
15		12	0	0	12
16		9	0	0	9
17		9	0	0	9
18		17	0	0	17
19		19	0	0	19
20		19	0	0	19
21		34	0	0	34
22		22	0	0	22
23		23	0	0	23
24		34	1	0	35
25		21	0	0	21
26		32	0	0	32
27		30	0	0	30
28		24	2	0	26
29		29	0	0	29
30		36	0	0	36
令和元		34	1	0	35
計		405	4	0	409

(注) 当該年に新規受付した事件の申請区分による。

(ウ) あっせん内容区分

(重複集計)

区分 年別	経営又は人事 (解雇等)	賃金等 (未払い等)	労働条件等 (勤務時間等)	職場の人間関係 (嫌がらせ等)	その他
平成14	1	1	0	0	0
15	8	8	2	1	1
16	3	8	3	0	3
17	7	6	1	1	2
18	8	8	5	2	3
19	10	7	5	0	5
20	14	8	2	3	1
21	18	13	12	6	2
22	15	11	2	5	2
23	17	8	6	5	2
24	23	21	12	18	2
25	14	9	5	6	0
26	24	6	9	9	1
27	24	2	9	7	0
28	16	10	9	9	0
29	17	10	6	14	0
30	26	10	14	17	1
令和元	28	5	3	11	0
計	273	151	105	114	25

(注) 当該年に新規受付した事件の申請区分による。

(エ) 終結処理区分

区分 年別	申請件数	終 結 処 理 区 分						解決率 (%)
		解決	取下げ (関与解決)	取下げ	打切り	不開始	次年繰越	
平成14	1				1			0
15	12	5	2	1	4			64
16	9	6	1		2			78
17	9	5	1		3			67
18	17	10	1		6			65
19	19	7	3	3	3	3		77
20	19	12		1	3	3		80
21	34	17	3		4	10		83
22	22	11		2	8	1		58
23	23	12	3	4	4			79
24	35	21	4	4	5	1		83
25	21	9	1	6	5			67
26	32	16		5	11			59
27	30	11	3	7	9			61
28	26	12	1	2	8	3		62
29	29	10	2	2	11	0	4	52
30	36	13	6	3	11	0	3	63
令和元	35	14	4	6	9	0	2	67
計	409	191	35	46	107	21		68

- (注) 1 当該年に新規受付した事件の終結処理区分である。
2 解決率＝{解決＋取下げ(関与解決)} ÷ {解決＋取下げ(関与解決)＋打切り}

3 年別地区別事件件数調

(平成14年～令和元年)

事件名	地区名	事件内訳	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	計
調 整 事 件	東 部	あっせん	1		1			1		3	1			1	1					1	10
		調停																			0
		仲裁																			0
		計	1	0	1	0	0	1	0	3	1	0	0	1	1	0	0	0	0	1	10
	中 部	あっせん					1	1							1						3
		調停							2												2
		仲裁																			0
		計	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	5
	西 部	あっせん					2		1			1	2			1		1	2	1	11
		調停										1									1
		仲裁																			0
		計	0	0	0	0	2	0	1	0	0	1	3	0	0	1	0	1	2	1	12
	計	あっせん	1		1		3	2	1	3	1	1	2	1	2	1		1	2	2	24
		調停							2				1								3
		仲裁																			0
		計	1	0	1	0	3	2	3	3	1	1	3	1	2	1	0	1	2	2	27
実 情 調 査	東 部		11	10	11	11	10	11	12	11	9	10	9	12	11	12	11	8	12	9	190
	中 部		2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	3	2	2	37
	西 部		12	12	11	11	8	6	6	6	3	3	5	9	5	8	6	8	9	11	139
	計		25	24	24	24	19	19	20	19	14	15	16	23	19	22	19	19	23	22	366
個 別 あ っ せ ん 事 件 関 係 争 訟	東 部			5	3	5	3	7	10	16	5	12	14	6	12	8	11	7	10	8	142
	中 部			1	1	1	3	3	3	6	5	4	4	3	9	6	3	9	7	13	81
	西 部		1	6	5	3	11	9	6	12	12	7	17	12	11	16	12	13	19	14	186
	計		1	12	9	9	17	19	19	34	22	23	35	21	32	30	26	29	36	35	409
不 当 労 働 行 為 事 件	東 部			2			1					1									4
	中 部																				0
	西 部			1																	1
	計		0	3	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5
行政訴訟事件																					0
再審査事件					2																2

4 労働相談対応状況

(1) 相談内容

(平成17年～令和元年)

	相 談 内 容 (重複集計) [回]					件数 (重複集計)
	経営又は人事 (解雇等)	賃金等 (未払い等)	労働条件等 (勤務時間等)	職場の人間関係 (嫌がらせ等)	その他	
平成17	19	6	4	5	-	34
18	19	8	19	8	-	54
19	18	22	20	22	-	82
20	36	38	35	23	-	132
21	48	31	36	21	9	145
22	46	64	53	25	20	208
23	124	81	138	73	54	470
24	129	68	176	85	52	510
25	69	43	66	43	28	249
26	87	43	116	57	41	344
27	65	30	82	64	12	253
28	74	62	156	73	14	379
29	103	77	172	82	22	456
30	117	91	205	115	21	549
令和元	86	67	128	81	45	407

(2) 対応状況

	対 応 状 況 (実数集計) [回]				件数 (実数集計)
	助言	法令の説明	あっせん制度 説明	他機関紹介	
平成17	22	-	4	4	30
18	28	-	11	4	43
19	43	-	22	6	71
20	79	-	7	19	105
21	82	2	16	16	116
22	102	6	15	25	148
23	191	19	32	32	274
24	209	7	30	40	286
25	105	3	21	38	167
26	139	10	49	42	240
27	120	4	25	27	176
28	186	11	17	26	240
29	208	6	13	18	245
30	290	13	6	13	322
令和元	215	15	6	36	272

5 「鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例」の施行状況（年度別）

（令和元年12月末現在）

年度			平成 14～ 15	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和 元	計
項目																				
個別労働関係紛争あつせん	係属区分	新規受付	15	12	5	21	19	27	29	17	30	29	25	32	27	24	41	30	26	409
		（全国順位）	（－）	(6位)	(19位)	(1位)	(5位)	(3位)	(7位)	(8位)	(1位)	(1位)	(3位)	(1位)	(1位)	(1位)	(1位)	(1位)	（－）	
	終結区分	解決	8	9	4	15	7	18	17	8	20	18	14	15	13	14	20	17	13	230
		（合意成立）	(6)	(8)	(3)	(12)	(6)	(18)	(14)	(8)	(16)	(15)	(13)	(15)	(10)	(12)	(16)	(12)	(10)	(194)
		（関与解決）	(2)	(1)	(1)	(3)	(1)	(0)	(3)	(0)	(4)	(3)	(1)	(0)	(3)	(2)	4	(5)	(3)	(28)
		取下げ	1	0	0	0	3	1	0	2	7	4	5	4	6	2	3	5	3	46
		打ち切り	6	3	1	6	5	1	7	6	3	6	6	13	7	6	18	8	8	110
		（相手方不参加）	(2)	(0)	(0)	(5)	(3)	(1)	(3)	(0)	(1)	(2)	(5)	(8)	(4)	(2)	(12)	(7)	(3)	(58)
		（その他）	(4)	(3)	(1)	(1)	(2)	(0)	(4)	(6)	(2)	(4)	(1)	(5)	(3)	(4)	(6)	(1)	(5)	(52)
		不開始	0	0	0	0	4	7	5	1	0	1	0	0	1	2	0	0	0	21
		（相手方不参加）	(0)	(0)	(0)	(0)	(3)	(7)	(3)	(1)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)	(17)
		（その他）	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(4)
	せん	解決率 （％）	57.1	75.0	80.0	71.4	58.3	94.7	70.8	57.1	87.0	75.0	70.0	53.6	65.0	70.0	52.6	68.0	61.9	67.6
		平均処理日数 （日）	32.0	32.4	21.6	23.8	19.5	37.7	42.8	51.2	43.2	39.6	34.0	29.5	40.7	34.2	60.6	38.9	42.7	38.8
		あつせん参加率 （％）	86.7	100	100	76.2	68.4	70.4	79.3	94.1	96.7	89.7	80.0	75.0	85.2	83.3	70.7	76.7	88.5	81.5
	労働相談 相談件数 （相談回数）																			
					112 (74)	96 (69)	116 (98)	179 (136)	143 (110)	285 (194)	551 (304)	385 (232)	285 (196)	329 (230)	269 (180)	379 (233)	425 (274)	477 (317)	346 (213)	4,377 (2,860)

- （注）1 当該年度に新規受付した事件により各区分を算出。
2 令和元年度は、係属中（2件）を除いた事件により各区分を算出。
3 解決率＝（解決）÷（解決＋打ち切り）
4 平均処理日数は、申請受付日から終結日までの日数で算出。
5 あつせん参加率＝〔新規受付－打ち切り（相手方不参加）－不開始（相手方不参加）〕÷新規受付

中央労働委員会及び都道府県労働委員会所在地一覧

(令和元年12月31日現在)

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
中央労働委員会	105-0011	港区芝公園1-5-32	03-5403-2111
北海道労働委員会	060-8588	札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館	011-204-5662
青森県労働委員会	030-0801	青森市新町二丁目2番11号 東奥日報新町ビル4階	017-734-9835
岩手県労働委員会	020-0021	盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル3階	019-629-6271
宮城県労働委員会	980-8570	仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-3782
秋田県労働委員会	010-0951	秋田市山王4-1-2	018-860-3282
山形県労働委員会	990-8570	山形市松波2-8-1	023-630-2792
福島県労働委員会	960-8043	福島市中町8-2 福島県自治会館4階	024-521-7594
茨城県労働委員会	310-8555	水戸市笠原町978-6	029-301-5563
栃木県労働委員会	320-8501	宇都宮市塙田1-1-20	028-623-3334
群馬県労働委員会	371-8570	前橋市大手町1-1-1	027-226-2781
埼玉県労働委員会	330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁第三庁舎4階	048-830-6452
千葉県労働委員会	260-8667	千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁南庁舎7階	043-223-3735
東京都労働委員会	163-8001	新宿区西新宿2-8-1 第1本庁舎南塔37・38階	03-5320-6981
神奈川県労働委員会	231-0026	横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ内	045-633-6110
新潟県労働委員会	950-8570	新潟市中央区新光町4-1	025-280-5543
山梨県労働委員会	400-8501	甲府市丸の内1-6-1	0552-23-1826
長野県労働委員会	380-8570	長野市大字南長野字幅下692-2	026-235-7468
静岡県労働委員会	420-8601	静岡市葵区追手町9-6	054-221-2282
富山県労働委員会	930-0096	富山市舟橋北町4-19 富山県森林水産会館5階	076-444-2172
石川県労働委員会	920-8580	金沢市鞍月1-1	076-225-1881
福井県労働委員会	910-8580	福井市大手3-17-1	0776-20-0597
岐阜県労働委員会	500-8570	岐阜市藪田南2-1-1	058-272-8790
愛知県労働委員会	460-8501	名古屋市中区三の丸3-1-2	052-954-6832
三重県労働委員会	514-0004	津市栄町1-954 三重県栄町庁舎5階	059-224-3033
滋賀県労働委員会	520-8577	大津市京町4-1-1	077-528-4473
京都府労働委員会	602-8054	京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104-2 京都府庁西別館4階	075-414-5732
大阪府労働委員会	540-0031	大阪市中央区北浜東3-14 大阪府立労働センター（本館）8階	06-6941-7191
兵庫県労働委員会	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1	078-362-3815
奈良県労働委員会	630-8113	奈良市法蓮町757 奈良県奈良総合庁舎2階	0742-20-4431
和歌山県労働委員会	640-8585	和歌山市小松原通1-1	073-441-3781
鳥取県労働委員会	680-8570	鳥取市東町1-271	0857-26-7560
島根県労働委員会	690-8501	松江市殿町8 島根県庁南庁舎	0852-22-5450
岡山県労働委員会	703-8278	岡山市中区古京町1-7-36 岡山県庁分庁舎1階	086-226-7563
広島県労働委員会	730-8511	広島市中区基町9-42	082-228-2895
山口県労働委員会	753-8501	山口市滝町1-1	083-933-4440
徳島県労働委員会	770-8570	徳島市万代町1-1	088-621-3231
香川県労働委員会	760-8570	高松市番町4-1-10	087-832-3721
愛媛県労働委員会	790-8570	松山市一番町4-4-2	089-912-2990
高知県労働委員会	780-0850	高知市丸ノ内2-4-1 高知県庁北庁舎内	088-821-4645
福岡県労働委員会	812-0046	福岡市博多区吉塚本町13-50 福岡県吉塚合同庁舎7階	092-643-3979
佐賀県労働委員会	840-0041	佐賀市城内1-6-5 佐賀県庁南館3階	0952-25-7242
長崎県労働委員会	850-8570	長崎市尾上町3-1 長崎県庁行政棟7階	095-822-2398
熊本県労働委員会	862-8570	熊本市中央区水前寺6-18-1	096-333-2753
大分県労働委員会	870-8501	大分市大手町3-1-1 大分県庁舎本館3階	097-506-5241
宮崎県労働委員会	880-8501	宮崎市橘通東1-9-10 3号館6階	0985-26-7262
鹿児島県労働委員会	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-3943
沖縄県労働委員会	900-8570	那覇市泉崎1-2-2	098-866-2551

あ と が き

この年報は、平成31年1月から令和元年12月までの1年間、県内の労使関係、労働関係の安定と正常化を図るために努力してまいりました鳥取県労働委員会の活動状況を収録したものです。

この年報が、日頃、労使問題に関心を寄せておられる各位の参考に資することになれば、幸甚に存じます。

令和2年3月

鳥取県労働委員会事務局



鳥取県労働委員会(〒680-8570 鳥取市東町一丁目271)
(個別労使紛争解決支援センター:愛称「労使ネットとっとり」)

事務局審査調整課

総務・審査担当 電話 (0857) 26-7559

調整・個別紛争解決支援担当 電話 (0857) 26-7560

相談ダイヤル 電話 (0120) 77-6010

ホームページアドレス:<http://www.pref.tottori.lg.jp/roui>